

第 6 計画推進のための具体的取組

- 1 介護サービス提供基盤の整備
- 2 人材確保策の充実
- 3 サービスの質の確保・向上
- 4 在宅医療・介護連携の推進
- 5 認知症施策の推進
- 6 高齢者のニーズに応じた多様な住まいの確保
- 7 介護予防・生活支援サービスの充実
- 8 健康づくりの推進
- 9 社会参加の促進
- 10 高齢者の権利擁護
- 11 世代間の協力体制の構築
- 12 就業機会の拡大
- 13 制度の公正な運営
- 14 低所得者対策の充実
- 15 給付と費用の適正化の推進
- 16 適切な事業者指導と経営支援
- 17 計画の推進管理

第6 計画推進のための具体的取組

計画推進の基本的な方針を踏まえ、「介護サービス提供基盤の整備」、「人材確保策の充実」、「サービスの質の確保・向上」、「在宅医療・介護連携の推進」、「認知症施策の推進」、「高齢者のニーズに応じた多様な住まいの確保」、「介護予防・生活支援サービスの充実」、「健康づくりの推進」、「社会参加の促進」、「高齢者の権利擁護」、「世代間の協力体制の構築」、「就業機会の拡大」、「制度の公正な運営」、「低所得者対策の充実」、「給付と費用の適正化の推進」、「適切な事業者指導と経営支援」及び「計画の推進管理」に関する推進方策（取り組むべき方向性）を示します。

1 介護サービス提供基盤の整備

- (1) 在宅生活を支えるサービス提供基盤の充実
- (2) 施設サービスの充実
 - サービス提供基盤の整備
 - 特別養護老人ホームへの特例入所
 - ユニットケアの促進
 - 療養病床の転換

2 人材確保策の充実

- 福祉・介護に対する理解の促進
- 多様な人材の就業促進
- 職場定着・離職防止の促進
- 関係機関の連携強化
- 保健・医療関係人材の養成・確保
- 介護支援専門員の養成・確保

3 サービスの質の確保・向上

- 事業者の指定及び指導・監査等
- 介護職員等の資質の向上
- 施設職員に対する研修等
- 介護支援専門員の資格の管理
- 苦情相談体制等の整備
- 介護サービスの情報公表と評価

4 在宅医療・介護連携の推進

- 在宅医療との連携強化の推進
- たんの吸引等を実施する介護職員の養成
- 脳卒中等医療連携体制の充実

5 認知症施策の推進

- 認知症の医療対策（早期診断・早期対応）
- 認知症の人やその家族への支援
- 認知症ケアに携わる介護人材の育成
- 若年性認知症対策
- 市民後見人の養成や後見実施機関の整備に対する支援
- 認知症初期集中支援チームの設置など市町村の取組に対する支援

6 高齢者のニーズに応じた多様な住まいの確保

- 多様な住まいの確保
- 情報提供・相談体制の充実
- 住宅改修に対する支援

7 介護予防・生活支援サービスの充実

- 要支援者に対する介護サービスの介護予防・日常生活支援総合事業の円滑な実施
- 多様な主体による多様な介護予防・生活支援サービスの充実強化
- 介護予防の観点からの各種活動の推進
- 地域支援センターの機能強化
- 高齢者などが安心して暮らせるコミュニティづくりの推進
- 地域リハビリテーション支援体制の整備

8 健康づくりの推進

- 健康づくりの推進

9 社会参加の促進

- 生涯学習の充実
- 文化・スポーツ活動の促進
- 社会活動等の促進
- 高齢者に配慮した環境の整備
- 住民主体型の地域づくりの推進

10 高齢者の権利擁護

- 高齢者の権利擁護

11 世代間の協力体制の構築

- 家族介護の支援
- 相談体制の充実
- 災害時の支援体制づくり

12 就業機会の拡大

- 就業機会の拡大

13 制度の公正な運営

- 制度の公正な運営

14 低所得者対策の充実

- 低所得者対策の充実

15 給付と費用の適正化の推進

- 給付と費用の適正化の推進

16 適切な事業者指導と経営支援

- 適切な事業者指導と経営支援

17 計画の推進管理

1 介護サービス提供基盤の整備

(1) 在宅生活を支えるサービス提供基盤の充実

【推進の視点】

地域包括ケアシステムを推進するためには、在宅生活を支える多様な介護サービスが「日常生活圏域」を単位として提供される体制づくりを進める必要があります。

重度の要介護者、単身又は夫婦のみの高齢者世帯及び認知症の人の増加、働きながら要介護者等を在宅で介護している家族等の就労継続や負担軽減の必要性等を踏まえ、高齢者の日常生活全般を毎日複数回の柔軟なサービス提供で支えることが可能な「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」や「小規模多機能型居宅介護」等のサービスが提供されるよう積極的に取り組む必要があります。

【推進方策】

- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護や小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護等のサービス基盤を着実に整備するとともに、事例紹介などにより普及促進を図ります。
- ・グループホームやデイサービスセンター等、在宅サービスを支える施設の整備に対して助成します。
- ・地域密着型特別養護老人ホームの整備に併せて、併設での小規模多機能型居宅介護サービス等の地域密着型サービス拠点の整備促進を市町村に働きかけます。

関連事業名	実施主体	概要
在宅生活の限界点を引き上げる介護サービス普及事業費	道	小規模多機能型居宅介護等の説明会開催や、今後開設予定の事業者等を対象とした運営アドバイザー派遣の実施
地域づくり総合交付金(福祉振興・介護保険基盤整備事業)	市町村 団体	グループホーム、ヘルパーステーション、デイサービスセンター等の施設整備等に対する助成

(2) 施設サービスの充実

【推進の視点】

在宅生活を続けることが困難な場合などには、施設サービスを住み慣れた地域で受けることができるよう、将来の介護ニーズも踏まえた施設の適正配置に留意して、地域の高齢者を支援するための施設整備を促進する必要があります。

特に、特別養護老人ホームの入所申込者数が、平成28年度で1万2,774人となっていることなどを踏まえ、在宅サービスの充実とともに、在宅での生活が困難な中重度の要介護者を支える施設として、必要な特別養護老人ホームの整備を進める必要があります。

また、今後、地域間で、高齢者人口や介護需要の推移が異なることが想定されるため、施設の改築に加え、大規模修繕による施設の長寿命化を検討するなど、中長期的な視点に立った施設整備の在り方を検討していくとともに、重度の要介護者、単身又は夫婦のみの高齢者世帯、認知症の高齢者の増加等を踏まえ、地域密着型サービスの体制整備に向けて支援していく必要があります。

さらに、施設においては、個別性に配慮したケアを推進するため、利用者一人ひとりがその人らしく毎日を過ごせるような環境づくりを進める必要があります。

平成35年度末の介護療養病床の廃止に向けて、介護医療院や老人保健施設等への転換を計画的に進めていく必要があります。

【推進方策】

○サービス提供基盤の整備

- ・要介護度が重度であり、在宅生活を続けることが困難な高齢者に対しては、施設サービスを住み慣れた地域で受けることができるよう、地域の高齢者を支援するための施設整備に対して助成します。
- ・特別養護老人ホームについて、必要入所定員総数の増加に応じた施設整備を計画的に進めるとともに、耐震基準改正前の昭和56年以前に整備された特別養護老人ホームや養護老人ホーム等について、順次改築整備を行います。
- ・施設の改築に当たっては、今後の地域の介護需要等を見極めながら、既存の特別養護老人ホームのサテライト化や地域密着型施設の整備を促進します。
- ・認知症高齢者グループホーム等において、スプリンクラー設置を促進し、施設の安全・安心確保に向けた取組を進めます。

○特別養護老人ホームへの特例入所

- ・要介護度が軽度であっても、やむを得ない事情により在宅での生活が著しく困難であると認められる場合には、道と関係団体が協議して作成した具体的指針に基づき、市町村の適切な関与の下、特別養護老人ホームへの入所を特例的に認めていきます。

○ユニットケアの促進

- ・高齢者の多様なニーズなどに配慮し、従来型の多床室での施設整備についても一定程度可能としますが、施設に入所しても、家庭的な雰囲気の下で、個別性に配慮したケアが行われるよう、施設整備を促進します。
- ・ユニットケアを支える介護スタッフ等の資質向上を図るため、施設管理者研修及びユニットリーダー研修を実施し、質の高いユニットケアの導入を促進します。

○療養病床の転換

- ・療養病床から介護医療院や老人保健施設等への転換整備に対して支援するなど、地域の実情に応じた受け皿づくりを促進します。

関連事業名	実施主体	概要
社会福祉施設整備費補助金	市町村 団体	老人福祉施設等の整備に対する助成
介護サービス提供基盤等整備事業費	市町村 団体	地域密着型施設等の整備及び介護療養病床から介護保険施設等への転換に伴う施設等の整備などに対する助成
療養病床転換支援費補助金	市町村 団体	医療療養病床から介護保険施設等への転換に伴う施設等の整備に対する助成

2 人材確保策の充実

【推進の視点】

介護職員については、将来、人材不足が急激に進行すると見込まれていることを踏まえ、長期的な視野に立ち、幼少期からの「福祉・介護に対する理解促進」に継続的に取り組むとともに、他分野からの離職者等の就業を促進するほか、潜在的な有資格者の掘り起こしや、介護を必要としない高齢者や主婦の参入など、「多様な人材の就業促進」を図る必要があります。

また、求職者に選ばれる魅力ある職場づくりを進めるため、事業者のマネジメント能力の向上、働きやすい職場環境づくり、キャリアパスに応じた職場内の人材育成の仕組みづくりを促進するとともに、職場環境の改善に向けた相談体制を充実するほか、職員の業務負担の軽減や効率的な業務遂行に向けた介護ロボットの導入支援やICT機器の活用促進など介護現場の「職場定着・離職防止の促進」を図る必要があります。

これらのことから、介護職員の人材確保に当たっては、理解促進、就業促進、職場定着・離職防止の促進などの取組を関係機関の連携により強化し、総合的に推進する必要があります。

さらに、地域包括ケアシステムを構築するためには、介護職員、看護師、保健師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護支援専門員等の多職種の人材確保とともに、その資質の向上が課題となっており、関係機関が連携をより強化し、各種の取組を総合的に推進する必要があります。

【推進方策】

○福祉・介護に対する理解の促進

- ・児童生徒等を対象とした福祉・介護に関する体験学習等を実施し、幼少期・学齢期の段階から福祉・介護に対する理解の促進を図ります。
- ・中高校生等を対象とした介護事業所等での体験活動や介護職員との意見交換等を通じ、若年層の福祉・介護の仕事に対する理解やイメージアップを促進します。
- ・介護に関する普及啓発イベントや職場見学会等を実施し、次代の担い手となる若年層はもとより、高齢者や主婦など広く道民の福祉・介護に対する理解の促進を図ります。

介護人材の確保のための取組（北海道）

- ・急速に少子高齢化が進行する中、労働力人口の減少と介護ニーズの増加により、介護現場における人材不足が懸念されています。
- ・道は、広く道民の方々に福祉・介護への理解を深めていただくための取組を進めています。

【介護のしごと普及啓発事業】

○介護の仕事をより多くの方々に知ってもらうため、タレントやメディアを活用した取組を進めています。

○若者から中高年齢層まで、誰もが知っているキャストによるトークや、介護分野で実際に活躍している人たちの体験談等を通じ、「介護」への理解、魅力発信を行っています。

○こうしたイベントは、少しでも多くの方々に「介護」について考え、ふれていただけるよう、日頃から多くの方が集まる商業施設等で開催しています。



介護ダンスを考案したTRFのSAMさんと介護職を目指す学生によるトークセッション

【福祉人材センター・バンクについて】

○福祉・介護人材の確保等のため、福祉人材センター（札幌市）と道内6箇所（旭川市・函館市・帯広市・釧路市・北見市・苫小牧市）に福祉人材バンクを設置し、福祉・介護分野の無料職業紹介等を実施しています。

○各センター・バンクでは、福祉・介護分野の無料職業紹介のほか、専門員を配置し、各種相談への対応や個々のニーズに合わせた求人・求職者マッチング、就職説明会などを実施しています。



○多様な人材の就業促進

- ・介護未経験者から潜在的有資格者まで幅広い人材の参入が促進されるよう、福祉・介護人材を求める事業者と求職者とのマッチングのほか、職場体験機会の提供や離職の届出があった介護福祉士等に対する積極的な情報発信など福祉人材センター・バンクの機能の充実を図ります。
- ・福祉人材センター・バンクに登録した介護分野の求職者に対し、介護職員初任者研修の受講を支援するほか、障がい者を対象とした介護職員初任者研修を実施し、障害者就業・生活支援センターとも連携して就労に繋げるなど、介護未経験者の参入の促進を図ります。
- ・潜在的な有資格者等の介護事業所への紹介予定派遣や離職した介護福祉士等の届出制度を活用した再就職希望者への研修会の実施、再就職に必要な資金の貸付などにより、介護職員の再就業の促進を図ります。
- ・介護福祉士等の養成・確保のため、介護福祉士等の資格取得を目指す学生に対し、修学資金の貸付を行うとともに、介護福祉士養成施設の運営に対する助成を行います。
- ・求職者に選ばれる魅力ある職場づくりを促進するため、事業者が自主的に行う職場の魅力を高める取組や、求職者に対する職場の魅力を発信する取組を支援します。

関連事業名	実施主体	概要
福祉人材センター運営事業費	道	社会福祉事業従事者等の就労斡旋等を行う福祉人材センター・人材バンクの運営
離職した介護福祉士等の再就業促進事業費	道	届出制度の周知や離職届出者に対する再就業に向けた各種情報発信の実施
介護福祉士修学資金等貸付事業費	団体	介護福祉士養成施設等の学生に対する修学資金及び介護職員として再就職する際に必要となる就職準備金の貸付
介護福祉士養成施設運営費補助金	施設設置者	介護福祉士養成施設の運営費に対する助成

○職場定着・離職防止の促進

- ・介護事業所の管理者等を対象とした雇用管理の改善や職員の健康管理に関するセミナー、職場環境の改善に向けた相談支援、エルダー・メンター制度の導入やOJTスキル向上に関する研修の実施などを通じ、介護職場における労働環境の改善に努めます。
- ・介護等の業務に従事する職員の間人関係や業務内容等に関する悩み・不満などに対応するための相談窓口の周知や充実に努めます。
- ・介護従事者の身体的負担の軽減や業務の効率化など労働環境の改善につなげるため、介護ロボットやICTの普及促進を図ります。
- ・介護職員の処遇が一層向上するよう、新たに加算の取得に係る取組を支援し、各事業所における処遇改善加算の取得を促進します。
- ・子育て中の介護従事者のために設置された事業所内保育所の運営や、介護福祉士等が専門性の高い業務に集中できるよう、主婦や高齢者などを補助的な業務を担う人材として活用する取組を支援し、労働環境の改善に努めます。
- ・北海道労働局と合同で説明会を開催し、介護休業に係る制度を含め、労働環境に関する各種制度の周知に努めます。
- ・介護休業の取得など労働問題全般に係る相談に対し、労働関係法令に精通した社会保険労務士による労働相談ホットラインや道内各振興局に窓口を開設するなどして、対応します。

関連事業名	実施主体	概要
介護従事者定着支援事業費（労働環境改善支援事業）	道	介護事業所の管理者等を対象とした雇用管理改善や健康管理に関するセミナー、職場環境の改善に向けた相談支援の実施
介護職員等研修事業費（エルダー・メンター制度導入支援研修）	道	指導的立場や中堅職員に対するエルダー・メンター制度の導入やOJTスキル向上等に関する研修の実施
中小企業労働相談費	道	労働問題一般について、労働相談ホットラインにより労働者及び使用者からの相談に対応
介護ロボット導入支援事業費	道	介護従事者の身体的負担の軽減や業務の効率化など労働環境の改善につなげるため、介護ロボットやICTの普及促進
介護事業所内保育所運営支援事業費	団体	介護事業所内に設置された保育所の運営費に対する助成
地域人材を活用した労働環境改善促進事業費	団体	高齢者や主婦などを補助的な業務を担う人材として活用し、労働環境の改善を図る取組に対する助成

○関係機関の連携強化

- ・雇用、福祉・介護、教育分野の行政機関、介護事業者団体及び職能団体等で構成する「北海道介護人材確保対策推進協議会」において、介護職場の現状や課題等について共通理解を図り、道内の介護職員の確保及び定着に向けた対策について協議することを通じ、各種の施策や取組が効果的に推進されるよう関係機関、団体の連携、協働を進めます。

関連事業名	実施主体	概要
介護従事者定着支援事業費（介護従事者確保推進協議会）	道	雇用、福祉・介護、教育分野の行政機関、介護事業者団体及び職能団体等で構成する「北海道介護人材確保対策推進協議会」の開催

○保健・医療関係人材の養成・確保

- ・理学療法士、作業療法士等のリハビリテーション関係職員の資質向上を図るために、地域リハビリテーション広域支援センターと連携を図りながら研修等を実施します。
- ・市町村における保健活動の充実のため、保健師、管理栄養士・栄養士、歯科衛生士、理学療法士、作業療法士等に対する研修を行うなど、資質の向上を図ります。
- ・看護職員については、地域に必要な人材の確保が図られるよう、養成所の運営や施設整備に対

する助成、修学資金の貸付け等を行うとともに、看護職員の離職届出制度を活用したナースセンターによる再就業促進の充実、医療機関の勤務環境改善や院内保育所運営費の補助などによる離職防止対策を促進します。また、高齢化や在宅医療に対応できる看護実践能力や地域包括ケアシステムの推進に向けた連携力を強化するため、研修等による人材育成を図るとともに、看護師が不足する地域の病院へ地域応援ナースを派遣するなど、地域偏在の解消に向けた取組に努めます。

関連事業名	実施主体	概要
地域リハビリテーション支援体制推進事業費	道	地域リハビリテーション広域支援センターによる講師派遣、研修会の開催等
訪問看護連携強化事業費	道	在宅医療の推進や医療と介護の連携に関する講座の開催等
看護職員養成施設運営支援事業補助金	団体	民間が運営する看護師等養成施設の運営に対する助成
看護職員等養成修学資金貸付金	道	看護学生等に対する修学資金の貸付け
離職看護職員相談事業費	道	未就業看護職員が求職者となるための相談支援
ナースセンター事業費	道	看護職員に対する就業斡旋、求人・求職情報の提供等
子育て看護職員等就業定着支援事業費補助金	市町村 団体	医療機関内の保育事業の運営費に対する助成
看護職員出向応援事業費	道	地域応援ナース等の看護職員不足地域などへの派遣

○介護支援専門員の養成・確保

- ・介護支援専門員について、その養成・確保を図るための実務研修をはじめ、就業後も、継続的に一貫した体制により専門性を深めることができるよう、更新研修、専門研修、主任介護支援専門員研修等について、受講者の利便性や負担の軽減にも配慮して実施し、その資質向上を図ります。

関連事業名	実施主体	概要
介護支援専門員等資質向上事業費	道	介護支援専門員等に対する法定研修やOJT事業等の実施

3 サービスの質の確保・向上

【推進の視点】

利用者に適切かつ良質なサービスが提供されるよう、介護事業者の指定等に際して適正な指導を実施するほか、ケアマネジメントの質の確保を図る必要があります。

また、介護職員は、他の職業と比較して、家族の介護や看護を理由に離職・転職する者も多く、経験年数の短い職員が多い傾向にあることから、将来を見通しながらキャリアを積み重ね、職場定着にもつながるよう、研修機会の充実を図るなど、「介護職員等の資質の向上」にも取り組む必要があります。

さらに、介護事業所が提供するサービス内容の公表を推進するとともに、苦情相談等に適切に対応していく必要があります。

【推進方策】

○事業者の指定及び指導・監査等の実施

- ・サービス事業者の指定や指定の更新に際して、人員基準、火災対策などの防災面を含めた設備基準、欠格事由等について厳正に審査を行います。
- ・サービス事業者に対して、適正な事業運営が行われるよう指導監査を実施するとともに、指導担当職員の研修に努めます。
- ・サービス事業者に対して、介護報酬の改正内容等の情報提供を行います。
- ・居宅介護支援事業者の指定権限が市町村へ移譲されることに伴い、指定事務が円滑に開始されるよう支援するとともに、事業所へ必要な助言や援助を行います。

関連事業名	実施主体	概要
介護保険事業者等指定事業費	道	指定事業者管理台帳システムの管理
介護保険事業者等指導監督費	道	居宅サービス事業者、介護予防サービス事業者、介護保険施設に対する指導監査

○介護職員等の資質の向上

- ・福祉・介護職員の資質・能力の向上を図るため、職種や業務経験に応じた研修を行います。
- ・福祉・介護職員の養成が適切に行われるよう、介護福祉士養成施設等及び介護職員初任者研修指定事業者に対する指導に努めます。

- ・福祉・介護職員のキャリア形成の促進や資質の向上に向けた各種研修の実施や研修を受講しやすい環境整備などに取り組む事業者に対する支援を行います。
- ・経済連携協定（EPA）に基づく外国人介護福祉士候補者が滞在期間中に資格を取得できるよう、学習支援を行う受入施設の取組を支援します。

関連事業名	実施主体	概要
介護職員等研修事業費	道	福祉・介護職員を対象とした職種や業務経験に応じた研修の実施
キャリアパス支援等研修事業費	団体	福祉・介護職員の資質向上に向けた各種研修や研修を受講するための代替職員を配置する取組に対する助成
外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業費補助金	団体	経済連携協定（EPA）に基づく外国人介護福祉士候補者の受入施設が行う学習支援に対する助成

○施設職員に対する認知症研修等の実施

- ・認知症対応型共同生活介護事業所等におけるケースカンファレンス（症例検討）に歯科医師や歯科衛生士を派遣し、認知症高齢者等に対する口腔ケア提供体制の整備を図ります。
- ・認知症ケアの質の向上を図るため、認知症介護実践者研修、認知症介護実践リーダー研修、認知症介護指導者研修、認知症介護基礎研修、認知症対応型サービス事業の開設者・管理者、小規模多機能型サービス等計画作成担当者に対する研修を実施します。

関連事業名	実施主体	概要
要介護高齢者歯科保健対策推進事業費	道	介護事業所等のケースカンファレンスに対する歯科医師等の派遣
認知症対策等総合支援事業費	道 指定法人	道が指定した法人による認知症実践研修や認知症介護指導者の養成研修、認知症対応型サービス事業所の管理者等に対する研修

○介護支援専門員の資格の管理

- ・介護支援専門員名簿管理システムにより、介護支援専門員の資格管理を適切に行うとともに、不正を行った介護支援専門員に対しては、登録の削除など厳正に対処します。

関連事業名	実施主体	概要
介護支援専門員名簿管理事業費	道	介護支援専門員証の交付、介護支援専門員名簿管理システムの運用

○苦情相談体制等の整備

- ・介護サービス利用者等からの苦情に適切かつ迅速に対応するため、北海道国民健康保険団体連合会に苦情処理委員を配置するとともに、地域における苦情処理体制等を整備するため、市町村の苦情相談担当者等に対する研修会の開催や介護サービス利用者からの相談に応じる介護相談員の養成などを支援します。
- ・北海道社会福祉協議会に北海道福祉サービス運営適正化委員会を設置し、福祉サービスに関する利用者等からの苦情を適切に解決するとともに、事業者における苦情解決が適切に行われるよう事業者の求めに応じて巡回指導を行うなど、福祉サービスの適切な利用又は提供を支援することで利用者の権利を擁護します。

関連事業名	実施主体	概要
介護保険苦情処理事業費補助金	団体	介護サービスに係る苦情処理委員の設置や事業者への指導等に対する助成
福祉サービス運営適正化委員会補助金	団体	福祉サービスに関する利用者等からの苦情に対しての福祉サービス運営適正化委員会による苦情解決に向けた事業に対する助成

○介護サービス情報の公表と評価

- ・介護サービスの利用者が、各事業所の介護サービスの内容を比較検討し、自らのニーズにあった事業所等を選択することができるよう、事業所等に関する情報を公表します。
- ・認知症対応型共同生活介護の外部評価について、制度の周知を図ります。

関連事業名	実施主体	概要
介護サービス情報開示支援事業費	道	介護サービス事業所等に関する情報の調査・公表

4 在宅医療・介護連携の推進

【推進の視点】

医療を必要とする要介護者が増加する中で、高齢者が地域で自立した生活をしていくためには、入院、退院、在宅生活を通じて継続的・一体的に医療・介護サービスを受けられるよう、在宅医療の充実を図るとともに、介護との連携を強化する必要があります。

このため、第二次医療圏における市町村及び関係機関との調整等の連携協議の場の確保や医療知識を持った介護人材の育成など、市町村が円滑に事業を推進できるよう、支援する必要があります。

また、医療の必要性の高い要介護者の在宅生活を支えるため、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」や「小規模多機能型居宅介護」、「看護小規模多機能型居宅介護」等を普及させるほか、ICTの活用を促進する必要があります。

【推進方策】

○在宅医療との連携強化の推進

- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護や小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護等のサービス基盤を着実に整備するとともに、事例紹介などにより普及促進を図ります。
- ・研修等を通じ、介護関係職員が医療知識を身につけ、医療従事者との積極的な連携を図ることのできる在宅介護サービスの質の向上を図ります。
- ・訪問診療や看取り等の在宅医療の提供体制を充実するため、保健所のコーディネートの下、多職種の連携体制の構築や在宅医療を担う人材育成を進めます。
- ・広域分散型の本道において、医療と介護の連携体制を構築するため、ICTを活用した医療連携ネットワークや見守り支援、遠隔医療等の取組を促進します。
- ・要介護者が医療機関等から在宅生活に円滑に移行できるよう、医療的ケアが必要な要介護者に対するケアマネジメントの充実や在宅療養支援診療所等の医療機関などの連携を強化し、市町村が主体となって行う在宅医療・介護連携推進事業を支援します。
- ・在宅歯科医療の推進及び医科や介護等の他分野と歯科の連携体制の構築を図ります。
- ・人口規模が小さい市町村においても、在宅医療・介護サービスの資源把握や在宅医療・介護連携に関する相談支援などに取り組むことができるよう、隣接市町村との共同実施や第二次医療圏におけるネットワーク化などの広域的な調整を実施します。

関連事業名	実施主体	概要
在宅医療提供体制強化事業費	市町村 団体等	医療機関によるグループ診療の運営や訪問看護ステーション不足地域における設置など在宅医療提供体制の強化に対する支援等
患者情報共有ネットワーク構築事業費	市町村 団体	ICTを活用した各機関間の診療情報の共有、被災により診療情報が喪失した際にもバックアップデータを活用して診療を継続するための設備整備に対する助成等
在宅歯科医療連携室整備事業費	団体	在宅歯科医療に関する相談対応や歯科医院との調整、他分野との連携と体制構築を行うための助成
地域支援事業交付金	市町村	在宅医療・介護連携推進事業に対する助成

○たんの吸引等を実施する介護職員の養成

- ・たんの吸引や経管栄養を実施する介護職員を養成するため、研修を実施します。

関連事業名	実施主体	概要
介護職員等のたん吸引等研修事業費	道	介護職員等に対するたん吸引等研修の実施、たん吸引等を行う従事者の認定等

○脳卒中等医療連携体制の充実

- ・脳卒中等における急性期から回復期、維持期までの切れ目のない医療が提供できるよう、医療連携の充実強化を図ります。

関連事業名	実施主体	概要
脳卒中等医療連携体制推進事業費	道	脳卒中等医療連携推進会議や事例検討会の開催等

5 認知症施策の推進

【推進の視点】

本道の認知症高齢者数は、団塊の世代が75歳以上となる平成37年には34万1千人になると推計されているところであり、増加する認知症高齢者に対する取組の充実は、喫緊の課題となっています。

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けるためには、認知症の早期発見と適格な診断、早期対応などの認知症医療対策をはじめ、住民すべてに認知症に関する正しい知識の普及を進めるとともに、認知症ケアの質の向上を図り、地域において、認知症高齢者や若年性認知症者本人・家族への包括的、継続的支援を実施する体制を構築する必要があります。

また、認知症高齢者の権利を擁護し、地域で安心して暮らしていけるよう、市民後見の取組を推進する必要があります。

【推進方策】

○認知症の医療対策（早期診断・早期対応）

- ・ 認知症の鑑別診断とその初期対応、行動・心理症状と身体合併症の急性期治療に関する対応や専門医療相談等を実施する「認知症疾患医療センター」の設置を促進します。
- ・ 認知症を早期に診断し、速やかに適切な対応ができるよう、かかりつけ医や看護師等病院勤務の医療従事者の知識や技術の向上を図るための研修を実施します。
- ・ かかりつけ医等からの相談に応じる等の支援を行うとともに、認知症初期集中支援チームへの指導・助言等を行う認知症サポート医の養成を行います。
- ・ 地域包括支援センターが中心的役割を担い、医学的診断に基づき、症状に応じた適切なサービスが利用できるよう、かかりつけ医、専門医療機関、介護支援専門員、介護サービス事業者の協働体制を構築するための取組を支援します。
- ・ 歯科医療従事者に対し、認知症等の要介護高齢者の在宅歯科医療に取り組む上で必要な認知症ケアの基礎知識や歯科治療スキルを習得するための研修を実施します。
- ・ 薬剤師に対し、認知症の本人とその家族を支えるために必要な基本知識や、医療と介護の連携の重要性などを習得するための研修を実施します。

関連事業名	実施主体	概要
認知症疾患医療センター運営事業費	道	認知症鑑別診断や専門医療相談等を行う認知症疾患医療センターの設置
認知症対策等総合支援事業費	道	かかりつけ医や看護師等病院勤務の医療従事者に対する認知症対応力向上研修、認知症サポート医の養成研修
歯科医療従事者認知症対応力向上研修事業費	道	歯科医療従事者に対する認知症ケアの基礎知識等習得のための研修
薬剤師認知症対応力向上研修事業費	道	薬剤師に対する認知症ケアの基礎知識等習得のための研修

○認知症の人やその家族への支援

- ・地域で認知症の人とその家族を支援し、見守り体制を構築するため、認知症サポーター（認知症を理解し支援する住民等）及びキャラバンメイト（認知症サポーター養成講座の講師役）を、平成32年度までに51万人を目標に養成するとともに、その活動を促進します。
- ・認知症高齢者や若年性認知症者に関する正しい知識を普及するための研修会や、家族支援のための電話相談、介護経験者との交流会を開催します。
- ・認知症高齢者等やその家族が、地域住民等と相互に情報を共有し、お互いを理解し合う認知症カフェ等を、平成32年度までに全市町村で設置するよう働きかけます。
- ・行方不明の認知症高齢者を保護するための地域のSOSネットワークシステムの構築を促進するとともに、検索や保護だけでなく見守りや支え合い機能のあるネットワークとして活用を図ります。
- ・認知症高齢者等の身元不明者が保護された場合、早期に身元が確認できるよう、警察や市町村等と連携を図りながら、道のホームページ上でその情報を公開します。

関連事業名	実施主体	概要
認知症理解普及促進事業支援事業費	道	認知症サポーターやキャラバンメイトの養成研修、認知症コールセンターの設置、認知症に関する理解普及のための研修会や認知症高齢者等の家族交流集会の開催等
地域支援事業交付金	市町村	認知症カフェ等の設置に対する助成

○認知症ケアに携わる介護人材の育成

- ・認知症ケアの質の向上を図るため、認知症介護実践者研修、認知症介護実践リーダー研修、認知症介護指導者研修、認知症介護基礎研修、認知症対応型サービス事業の開設者・管理者、小規模多機能型サービス等計画作成担当者に対する研修を実施します。

関連事業名	実施主体	概要
認知症対策等総合支援事業費	道 指定法人	道が指定した法人による認知症実践研修や認知症介護指導者の養成研修、認知症対応型サービス事業所の管理者等に対する研修

○若年性認知症対策

- ・若年性認知症の人の日常生活を支援するため、介護事業者等を対象とする研修を実施するとともに、道のホームページ等を活用して、若年性認知症の理解、サービスの普及促進を図ります。

関連事業名	実施主体	概要
認知症理解普及促進事業支援事業費	道	若年性認知症に関する研修会の開催等

○市民後見人の養成や後見実施機関の整備に対する支援

- ・認知症高齢者等の権利擁護を図るため、成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づき策定された国の「成年後見制度利用促進基本計画」に基づき、市民後見人を平成32年度までに、3,500人を養成することを目標に、市町村の住民を対象とした市民後見人養成研修や、市民後見人の活動を支援するためのフォローアップ研修、後見実施機関の設立、運営についての助言等を行うとともに、制度の周知や利用の促進に努めます。

関連事業名	実施主体	概要
権利擁護人材育成事業費	道 市町村	市町村の権利擁護人材養成研修等に対する助成、後見実施機関の設立や運営についての助言、権利擁護人材の資質向上に係る市町村向け研修会の開催等

○認知症初期集中支援チームの設置などの市町村の取組に対する支援

- ・認知症初期集中支援チームや認知症地域支援推進員の設置などの市町村の取組に対して助成するほか、先進的な取組に関する情報提供等を行います。

関連事業名	実施主体	概要
地域支援事業交付金	市町村	認知症初期集中支援チームや認知症地域支援推進員の設置等に対する助成

6 高齢者のニーズに応じた多様な住まいの確保

【推進の視点】

高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその能力に応じた日常生活を営むことができるよう、介護給付等対象サービス及び地域支援事業等の公的サービス等と連携して、質の確保された高齢者のニーズに応じた住まいを提供することが求められています。

また、住宅のバリアフリー改修に関する相談対応や住まいの確保に配慮を要する高齢者への情報提供が必要です。

【推進方策】

○多様な住まいの確保

- ・安否確認や生活相談など、高齢者の日常的な生活支援サービスが付帯した「サービス付き高齢者向け住宅」の登録制度の周知や、登録及び供給の促進を図ります。
- ・高齢者が要介護者となっても、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、サービス付き高齢者向け住宅に24時間対応の定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の介護サービスを組み合わせた取組の普及を図ります。
- ・サービス付き高齢者向け住宅の登録の際に「高齢者虐待防止及び高齢者の権利利益の不当な侵害防止に向けた適切な対策を講じること」を確認するなど、適正な運営や、サービスの質の確保が図られるよう取組を進めます。
- ・ケアハウスや生活支援ハウス、ユニバーサルデザインの視点に立った公営住宅等の確保を図ります。
- ・シルバーハウジングについては、市町村の緊急通報システム、ボランティアによる安否確認や、既存の福祉サービス等と連携し、必要なサービスを提供する取組を行います。
- ・介護付き住まいなどの多様な居住サービスの確保を図るため、入居者が安心して居住できる有料老人ホームの設置を促進するほか、要介護状態等となった場合でも住み慣れた場所で生活ができるよう、養護老人ホーム等の特定施設化を促進します。
- ・未届け有料老人ホームに対して、届出の指導を行うとともに、届出済み施設と同様に実施検査等を行い、適切な施設運営やサービスの質の確保が図られるよう必要な指導を行います。

公営住宅を活用したコミュニティ形成支援 (北海道)

・シルバーハウジングは、高齢者の生活に配慮した公営住宅等の建設に併せて、ライフサポートアドバイザーの派遣・配置等による福祉サービスを提供し、住宅施策と保健・医療、福祉施策との連携及び役割分担を図りながら供給する公営住宅です。

【シルバーハウジングの枠組み】
ユニバーサルデザインを導入して高齢者の生活に配慮した公営住宅を整備するとともに、集会施設や屋外広場を活用して入居者や地域住民等が集える交流拠点を形成することで、コミュニティ形成を支援し高齢者の孤立防止を図っています。

【道営住宅(芦別市)の事例】
○見守りが必要な高齢者世帯に対して、既存の芦別市の福祉施策や社会福祉協議会の活動と連携した取組を実施しています。

エバ-サレ*サインがト*ブック
公営住宅での取組を広く一般にも周知するため作成

公営住宅のエバ-サレ*サイン導入例
トイレは、通常でも介助による使用に配慮するとともに、車椅子での使用時には建具を外すことで洗面・脱衣室と一体化し、介助に対応できるようにしています。

北海道公営住宅
ユニバーサルデザイン
ガイドブック
Universal Design Guidebook
安心居住
のススメ

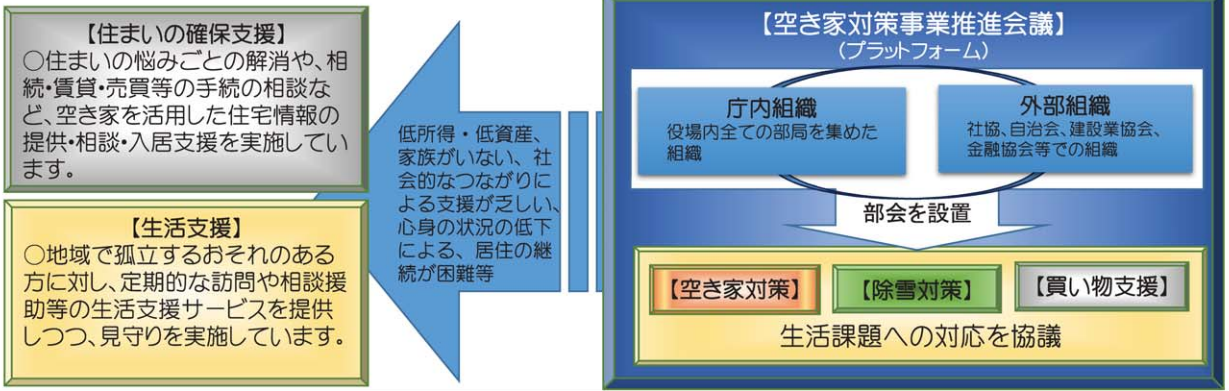
低所得高齢者等住まい・生活支援モデル事業 (本別町)

・誰にも使われていない空き家が全国で増え続け、社会問題となっている中、空き家を負の遺産ではなく地域の資源として捉え、利活用する体制を構築することにより、地域の福祉体制の充実化も目指す取組を行っています。

○本別町では、生活困窮者をはじめ、居住環境を整え直す必要がある方、身寄りのない方など、新たな住まいの確保を必要とする方の福祉体制の充実を目指し、平成27年度から「低所得高齢者等住まい・生活支援モデル事業」を開始しました。

○事業の実施に当たっては、本別町社会福祉協議会や(株)ゼンリン等に事業の一部を委託するほか、自治会や民生委員など地域を巻き込んで空き家の実態調査を行うなど、地域全体での取組を行っています。

○また、モデル事業の継続的な展開を目的として、住まいの確保が必要とされる人が民間賃貸住宅に入居出来るよう支援する居住支援協議会を平成28年度から発足させ、町内でセミナーを実施するほか、個別相談会の実施や専門家が実際の空き家を訪れて内乱調査を行うなど、町をあげての一体的な支援を実施しています。



計画推進のための具体的取組

廃校を再利用した高齢者の住まいの創出(古平町)

- ・廃校になった高校を改築し、平成26年から事業を開始
- ・適度な負担で簡単な見守りと相談サービスが受けられる高齢者専用共同住宅と障害者就労継続支援施設を併設整備。
- ・年齢や障がいの有無にかかわらず、ともに支えあって生活できる施設を目指す。



関連事業名	実施主体	概要
高齢者保健福祉行政振興対策費	道	サービス付き高齢者向け住宅の登録に関する指導等
在宅生活の限界点を引き上げる介護サービス普及事業費	道	普及のための説明会の開催や今後開設を予定する事業者等を対象とした運営アドバイザー派遣の実施
道営住宅事業費	道	ユニバーサルデザインの視点に立った道営住宅の整備、管理等
社会福祉施設整備費補助金	市町村 団体	老人福祉施設等の整備に対する助成
軽費老人ホーム運営費補助金	団体	軽費老人ホームの入居者負担額の減免に対する助成

○情報提供、相談体制の充実

- ・ サービス付き高齢者向け住宅や、住み慣れた住宅に住み続けるためのバリアフリーリフォームなど、高齢者の住まいに係る様々な情報提供を行います。
- ・ 住まいに関する不安を抱えた高齢者が身近に相談できるような相談体制の整備に努めるとともに、地域包括支援センターと連携するなど総合的な相談窓口の充実を図ります。
- ・ 住宅セーフティネット法の改正に伴い創設された「住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅（高齢者等の入居を拒まない住宅）」の供給促進を図るとともに、登録住宅に関する情報提供を行います。

関連事業名	実施主体	概要
民間住宅等関連事業費	道 政令市 中核市	インターネットによる住情報提供や、「住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅」登録制度の普及推進等

○住宅改修に対する支援

- ・ 振興局ごとに住宅改善指導チームを設置し、高齢者等のための住宅改修の相談に対する支援体制の整っていない市町村からの派遣要請に基づき、住宅改善指導チームを派遣し、専門知識や技術の提供を行います。
- ・ 介護保険の住宅改修費を利用しようとする高齢者が、適切な助言を受けられるよう支援するとともに、所得の低い高齢者に対し、生活福祉資金の貸付けを通じて、住宅改修支援を図ります。

関連事業名	実施主体	概要
高齢者・障がい者住宅改善支援地域ネットワーク事業費	道	住宅改善指導チームによる市町村の住宅改修支援、住宅改修ワークショップの開催等
生活福祉資金貸付事業費補助金	団体	高齢者世帯等への生活福祉資金の貸付

7 介護予防・生活支援サービスの充実

【推進の視点】

高齢者が健康でいきいきした生活を送ることができるよう、地域の中に生きがい・役割を持って生活できるような居場所づくりなど、介護予防や自立支援・重度化防止の取組を一層推進する必要があります。

また、要支援者に対する訪問介護・通所介護のサービスや見守り、安否確認、配食サービス等の生活支援サービスを行う市町村の「介護予防・日常生活支援総合事業」の実施に当たり、介護サービス事業所のほか、行政、保健福祉関係団体、NPO、ボランティア等の多様な主体により、地域のニーズに応じて柔軟にサービス提供できる地域づくりを進めていく必要があります。

このため、地域においては、地域包括支援センターが中心となり、高齢者の健康状態や社会資源等について把握し、課題やニーズなどをアセスメントすることが重要です。

また、地域づくりにおける視点としては、高齢者を介護予防の対象者としてのみとらえるのではなく、むしろ地域づくりの担い手として活躍できるようにしていくことであり、老人クラブや町内会などの既存組織・団体等への働きかけや自主活動の育成支援など、地域の特性を生かした多様な取組が求められます。

さらに、市町村が適切なリハビリテーションサービスを提供できるよう、地域におけるリハビリテーション支援体制の整備を推進する必要があります。

【推進方策】

○要支援者に対する介護サービスの介護予防・日常生活支援総合事業の円滑な実施

- ・市町村が実施する介護予防・日常生活支援総合事業において、今後も様々なサービスが提供できるよう、近隣住民や自治会等の組織を活用した先進事例を紹介することなどにより市町村を支援します。
- ・訪問介護や通所介護のみのサービスを受ける場合の基本チェックリストの適切な活用方法等について、研修を実施することなどにより市町村を支援します。

関連事業名	実施主体	概要
地域支援事業交付金	市町村	介護予防・日常生活支援総合事業等に対する助成

ゆずっこ元気体操(埼玉県毛呂山町)

参考事例

事業の内容

【ゆずっこ元気体操とは】
おもりをつけた手足をゆっくり動かすもので、米国の運動プログラムを参考に高知市が開発した体操の抜粋版。毛呂山町では、地域で介護予防を進めようと2014年に国のモデル事業に参加。その後も、行政が実施するのではなく、地区単位で自主的に運営する一般介護予防事業として体操を実施している。

<町の問題点>

- ◆一次予防教室はリピーターが多く、広がりがない
- ◆継続性がない
- ◆会場や職員体制が限界
- ◆送迎は困難なため、地域の中で通える場が必要

<町の不安>

- ◆住民主体の事業が町でできるかな？
- ◆行政主導の予防事業から方向転回できるかな？
- ◆おもしろくないで、体操教室が始まるかな？
- ◆どうすればみんなに伝わるだろう？

とりあえず、
出来ることから
やってみよう！

- ◆介護予防がなぜ必要なのか説明しよう！
- ◆住民主体であることをしっかり伝えよう！
- ◆体操の効果を伝えて、実際の効果を映像で見てもらおう！
- ◆参加者にもサポーターにも、楽しみながら続けてもらえるよう工夫しよう！

<体操の内容等>

- ・実施頻度：週1回(60分~90分)
 - ・お世話役さん(地域でのリーダー)が中心となり、会場の準備、参加者の出欠確認を行う。
 - ・各地区3名程度のゆずフィットが体操の指導やサポートを行い、参加者は「個人ファイル」に目標や体操内容を記録する。
 - ・事業開始時と3ヶ月時、その後は1年ごとに理学療法士が体力測定や結果説明を行う
 - ・町は、開始1ヶ月は会場に向き支援するが、その後は必要に応じサポート
- ①準備運動(ストレッチ)
②ゆずっこ元気体操(おもりを用いた筋トレ)
③整理体操(全身運動をするご当地体操)

各地区、お茶会や脳トレなど自らオリジナルを追加していくようになる

介護予防サポーターの養成

埼玉県理学療法士会に委託し、ボランティアである介護予防サポーター(ゆずフィット)を養成している。



住民向け説明会

「介護予防の必要性」や「効果があること」、「住民運営であること」等を説明し、地区ごとに実施を検討。



H26

4地区(5カ所) 124名

H28

26地区(30カ所) 567名

○多様な主体による多様な介護予防・生活支援サービスの充実強化

- ・「生活支援コーディネーター」の配置や「協議体」の運営に対する助成を行うとともに、「生活支援コーディネーター」の育成やネットワーク化の推進など、介護予防・生活支援サービスの充実強化が図られるよう支援します。
- ・「アクティブシニア」をはじめとする地域住民を対象に研修を実施するなど、多様な生活支援・介護予防サービスの担い手を確保できるよう支援します。

関連事業名	実施主体	概要
地域支援事業交付金	市町村	生活支援コーディネーターの配置や協議体の設置(包括的支援事業)に対する助成
介護予防・生活支援サービス等充実支援事業費	道	アクティブシニア等への研修の実施等

○介護予防の観点からの各種活動の推進

- ・市町村が実施する介護予防事業に対して、振興局（保健所）に設置している「市町村支援チーム」により、技術的な助言、支援を行うとともに、保健師、歯科衛生士、作業療法士、理学療法士等の専門職の派遣等を行うなどして、効果的な介護予防事業が推進されるよう支援します。
- ・介護予防ケアマネジメントや介護予防関連事業の従事者を対象とした研修を実施します。
- ・市町村における介護予防事業の実施状況について調査、検証するとともに、効果的な先進事例について情報提供を行うなど、市町村の介護予防事業を支援します。
- ・市町村において、介護予防と生活支援サービスを総合的に提供する介護予防・日常生活支援総合事業が着実に推進されるよう、先進事例の情報提供などを行います。

関連事業名	実施主体	概要
介護予防市町村支援事業費	道	市町村への保健師等の派遣などによる支援
地域支援事業交付金	市町村	介護予防事業、介護予防・日常生活支援総合事業等に対する助成

○地域包括支援センターの機能強化

- ・地域包括支援センターが担う福祉、介護、医療などの高齢者支援のコーディネーターの役割がますます重要となることから、センター職員等を対象とした研修会や、事例検討を含む意見交換会を開催することなどにより、センターが行う介護予防ケアマネジメント業務、高齢者や家族に対する総合的な相談支援業務、高齢者虐待対応などの権利擁護業務、関係機関との連携構築や地域ケア会議の運営などの機能強化を図ります。
- ・地域包括支援センターのコーディネート機能を強化するため、地域ケア会議の運営、ネットワーク構築等への助言指導を行う者や、権利擁護などの困難事例への相談支援を行う専門家（弁護士等）など、市町村単独では確保が困難な人材を派遣します。
- ・地域包括支援センターの適切な運営を図るため、業務量に見合った人員配置、センター間及び行政との業務の役割分担の明確化や連携強化等を市町村に働きかけます。

関連事業名	実施主体	概要
地域支援事業交付金	市町村	包括的支援事業等に対する助成
地域包括支援センター機能充実事業費	道	市町村支援のため地域ケア会議への専門家派遣等

○高齢者等が安心して暮らせるコミュニティづくりの推進

- ・見守り、声かけをはじめとする地域における福祉活動を促進するため、ボランティアやNPO、老人クラブ、町内会などの地域活動の推進を図るとともに、地域のボランティアリーダーの養成やコミュニティづくりを担う人材の育成への支援などを通じて、高齢者等が安心して暮らせるコミュニティづくりを進めます。

取組事例

北海道 江別市


地域を応援する社会福祉法人の活動(社会福祉法人 北海道友愛福祉会)

・同敷地内で、医療機関、老人保健施設、学童保育などの事業を展開するほか、様々な「地域貢献」事業を実施しています。


○様々なボランティアの受入などを通じ、福祉人材の育成を行うほか、自治会との共催によるイベントの実施など、みんなが笑顔になれる地域応援型の社会福祉法人を目指して活動を進めています。

【生活困難(低所得)者への支援】
○利用者負担軽減制度について、パンフレットの作成による広報のほか、**費用の自主財源化**(市町村補助費の辞退)を行っています。


【地域福祉人材への応援】
○地域で介護を志す学生を支援するため「地域介護福祉奨学金制度」を創設しています。
○**地元高校生**の「ボランティア喫茶」を月に1度開催しています。
○地域の小学生を対象に福祉の授業を実施するほか、**自主的に手伝いに来る小学生の受入**を行っています。



【認知症の高齢者支援】
○認知症の人の家族を支える会をサポートするほか、**GPS付見守り携帯の無償貸与**などに取り組んでいます。




【地域に貢献できる人材づくり】
○職員有志によるボランティア活動として、**独居高齢者世帯の窓ふき**や訪問ボランティアなどを実施しています。
○職員を外部講師として、積極的に地域に派遣しています。



【地域助け合いサポート】
○独居世帯など、身体的負担によりごみの処理が難しい方を対象に、**ゴミだしサービス**を実施しています(有料)
○定期通院、旅行、冠婚葬祭などに利用できる**移送サービス**を実施しています。

【地域福祉・社会福祉の向上への取組】
○**地域が主役となるようサポート**し、地域で頑張っている人を応援する活動を実施しています。
○事業活を高め、**地域貢献を可視化**し、地域をアセスメントしています。



関連事業名	実施主体	概要
地域活動推進事業費補助金	団体	コミュニティ再生事業の実施やボランティア活動団体への支援等に対する助成
ボランティアセンター活動事業費補助金	団体	ボランティアリーダーの養成等のボランティア活動を推進する取組に対する助成

○地域リハビリテーション支援体制の整備

- ・地域の関係機関等と連携し、機能訓練等を必要とする高齢者等に対して適切なリハビリテーションサービスが提供されるよう支援します。

- ・市町村が取り組む高齢者に対するリハビリテーション活動を推進するため、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等の専門職による支援を行います。

関連事業名	実施主体	概要
地域支援事業交付金	市町村	一般介護予防事業（地域リハビリテーション活動支援事業）に対する助成
地域リハビリテーション指導者養成等事業費	道	リハビリテーション専門職の人材育成及び市町村支援に対する助成

8 健康づくりの推進

【推進の視点】

がん、循環器疾患、糖尿病、COPD（慢性閉塞性肺疾患）の生活習慣病の予防や高齢化に伴い増加する疾患（ロコモティブシンドローム等）への対策、社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上等により、健康寿命の延伸を目指すとともに、あらゆる世代の健やかな暮らしを支える良好な社会環境を構築することにより、健康格差の縮小の実現を目指し、道民の健康増進を総合的に推進していく必要があります。

【推進方策】

- ・がん、循環器疾患、糖尿病、COPD（慢性閉塞性肺疾患）の生活習慣病の発症予防や重症化予防として、適切な食事・運動、禁煙など健康に有益な生活習慣や社会環境の整備のほか、がん検診や特定健康診査・特定保健指導の実施を促進します。
- ・生活習慣病の発症を予防し、健康寿命を延伸するためには、健康づくりの基本要素となる栄養・食生活、身体活動・運動、休養、飲酒、喫煙、歯・口腔などの健康に関し、生活習慣の改善を促進します。
- ・健康を支え守る社会環境の整備には、行政機関のみならず、道民の健康を支援する団体の活動が重要であり、道民の健康づくりを支援する「北海道健康づくり協働宣言」団体等の登録を促進し、健康づくりの環境整備を図ります。

関連事業名	実施主体	概要
道民の健康づくり推進事業費	道	健康づくりフォーラムの開催、食習慣改善リーフレットの作成等
公衆衛生看護活動基盤整備費	道	市町村における保健活動の課題解決に関する検討会の開催等
地域保健関係職員研修事業費	道	保健所、市町村職員等の地域保健関係者に対する研修
栄養関係人材育成事業費	道	市町村栄養業務担当者等への技術支援

9 社会参加の促進

【推進の視点】

明るく活力に満ちた高齢社会を確立するためには、高齢者の自主的で活発な地域貢献活動や様々な社会活動を通じて、地域社会の中で自らの経験や知識、技術等を活かして、積極的に役割を果たし、「支える側」と「支えられる側」という画一的な関係ではなく、世代を超えて地域住民が共に支え合う地域づくりを進めて行くことが重要です。

また、高齢者が生きがいをもって暮らし、活躍できるよう生涯学習や文化・スポーツ活動の推進、ボランティアや趣味等を通じた社会参加の促進など、高齢者の多様性と自主性を十分に考慮しながら、必要な支援を行っていく必要があります。

高齢者の孤立防止に向けた見守り活動に加え、高齢者が利用する各種施設のバリアフリー化の推進、運転免許証返納者の増加に伴う高齢者の移動支援の充実を図りながら、高齢者の外出を促す環境整備を進めていく必要があります。

【推進方策】

○生涯学習の充実

- ・道民の専門的・多様化する学習ニーズに対応するため、産学官の連携による生涯学習を支援する体制の整備を図り、高齢者を含めた幅広い年齢層に、様々な学習機会を体系的に提供します。

関連事業名	実施主体	概要
ほっかいどう生涯学習ネットワークカレッジ事業費	団体	地域活動実践講座等の主催講座の実施と、高等教育機関、市町村、企業、民間教育事業者等の講座実施者の協力による連携講座の実施

○文化・スポーツ活動の促進

- ・高齢者の文化・スポーツ活動を通じた生きがい・健康づくりを促進するため、多様なニーズに対応した文化・スポーツ活動への取組を支援します。

関連事業名	実施主体	概要
明るい長寿社会づくり推進事業費	団体	高齢者スポーツ大会等に対する助成

○社会活動等の促進

- ・北海道社会福祉協議会が行う高齢者の社会活動の振興のための指導者（シニアリーダー）育成事業や、生きがいネットワークづくりのための仲間づくり事業を支援します。
- ・北海道地域活動振興協会が行うボランティア活動支援事業や、コミュニティづくりを担う人材育成事業を支援します。
- ・高齢者が地域の支え合いの担い手の一員として、より積極的に役割を果たしながら活躍するために、一人暮らし高齢者への声かけなどを行う友愛訪問や、子どもの見守りなどの子育て支援、地域文化の伝承活動といった世代間交流事業等の社会奉仕活動を行う老人クラブなどの活動を支援します。

関連事業名	実施主体	概要
明るい長寿社会づくり推進事業費	団体	社会活動振興指導者育成、仲間づくり支援事業等に対する助成
地域活動推進事業費補助金	団体	コミュニティ再生事業の実施やボランティア活動団体への支援等に対する助成
老人クラブ運営費補助金	団体	老人クラブが行う社会奉仕活動等に対する助成
老人クラブ活動支援事業費補助金	団体	老人クラブ連合会が行う健康づくり支援事業等に対する助成

○高齢者に配慮した環境の整備

- ・「北海道福祉のまちづくり条例」に基づき、高齢者等が利用しやすい建物、道路、公園、公共交通機関などの整備を促進し、福祉のまちづくりを総合的に推進します。
- ・通院や買い物支援など地域住民の日常生活を支えるため、国や市町村と連携しながら、バス路線の維持やデマンド交通の導入に対して補助するなど地域公共交通の確保に取り組みます。

関連事業名	実施主体	概要
福祉のまちづくり推進費	道	高齢者等が利用しやすい公共的施設の整備資金の貸付等
すべての人にやさしいまちづくり推進事業費	道	道立施設のバリアフリー化
生活交通路線維持対策事業費	道	乗合バス、廃止代替バス事業の路線維持
地域づくり総合交付金	道	デマンド交通導入に対する補助

○住民主体による地域づくりの推進

- ・高齢者が地域から孤立することがないように、民生委員や町内会等のネットワークによる見守り体制の構築を支援するとともに、住民主体の通いの場の立ち上げ等に対して助成するなど、地域で高齢者を支える取組を支援します。
- ・市町村に対して、振興局（保健所）に設置している「市町村支援チーム」を派遣し、技術的な助言、支援を行うとともに、先進的な市町村の活動事例等を紹介します。

取組事例

北海道 札幌市

ショッピングセンターを活用した地域包括ケアの取組（株式会社 ホクノー）

・歩いて（軽運動）誰かとコミュニケーションを取ることで認知症を予防し、健康寿命を延ばすとの考えのもと、地域住民とともに歩いて来たスーパーを核として地域包括ケアシステムの構築を促進しています。

○札幌市のもみじ台地区は、新札幌地区の開発に合わせて発展してきましたが、1982年（昭和57年）には約28,600人を越えた人口は、その後、減少に転じ、2019年（平成30年）には15,171人となっており、老年人口は6,906人（45.5%）で札幌市内で一番高齢者割合が高い地区となっています。

○1971年、食品スーパー業を開始したホクノーのもみじ台ショッピングセンターでは、民間企業による新たな取組として、地域の健康寿命を延ばすため、「適度な運動とバランスのとれた食事」を提供する取組を実践しています。

【健やか食堂】

○美味しさと安全面、そして、適度な運動、コミュニケーションを取ることで認知症を予防したいという理念のもと、独居で住まれている方の「適度な運動とバランスのとれた食事」を確保するため、宅配ではなく食堂の朝営業を開始しています。

【健康ステーションの設組】

○「歩く」と「コミュニケーション」を取る場の提供をするため、ショッピングセンター2階に健康ステーションを設置しています。

健康ステーションでは、医師や保健師の健康相談のほか、いすに座ったまま体操が出来る「健幸TV」による画像配信での体操教室やセミナーの実施などを実施し、地域住民の運動とコミュニケーションの場の提供を行っています。

また、スマートフォンに歩くアプリをダウンロードし、歩数に合わせて健康ポイントを付与し、スーパーでの利用が可能です。



関連事業名	実施主体	概要
地域支援事業交付金	市町村	住民主体の通いの場の立ち上げ等（一般介護予防事業）、地域に応じた高齢者支援（任意事業）等に対する助成
介護予防市町村支援事業費	道	住民参加型の地域づくりに関する技術的な助言、支援

10 高齢者の権利擁護

【推進の視点】

高齢者虐待は依然として増加傾向にあることから、高齢者虐待防止法について理解を深めるとともに、複雑・多様化する高齢者やその家族への相談機能の強化、介護施設従事者に対する研修等を通じて、その発生防止に努めていく必要があります。

消費生活相談や成年後見人制度の活用により、高齢者の日常生活を支える体制を確保する必要があります。

【推進方策】

- ・ 高齢者虐待防止・相談支援センターにおいて、市町村や地域包括支援センターでは対応が困難な虐待等の事例に対して専門的な助言・支援を行うとともに、市町村等の虐待相談担当職員や介護保険施設等職員に対する資質向上を図るための研修会を開催します。
- ・ 市町村や関係機関のほか、民生委員や一般住民なども対象とした権利擁護のためのシンポジウムを開催します。
- ・ 認知症高齢者が地域において自立した生活を送れるよう、地域福祉生活支援センターが実施する日常生活自立支援事業を支援するとともに、権利擁護対策は住民に身近な市町村との一体的な取組が重要であることから、市民後見人の普及に併せて、市町村社会福祉協議会との連携強化を図ります。
- ・ 高齢者の消費生活相談に当たっては、市町村の地域包括支援センターや相談支援の窓口など関係機関と連携することにより、その年齢などに配慮した相談対応を行うとともに、高齢者の消費者被害の未然防止と早期発見のためには、周囲による見守りが必要であることを踏まえ、各地域における消費者被害防止ネットワークづくりを進め、消費者教育、啓発活動に努めます。
- ・ 判断能力が十分でない人が、不利益を被ることがないように、家庭裁判所や関係機関とも連携し、広域的な見地から必要な助言を行うなどして、市町村における成年後見制度の取組を一層促進するほか、北海道地域福祉生活支援センターが行う福祉サービスの利用援助や、日常的な金銭管理などの取組を支援します。

関連事業名	実施主体	概要
高齢者虐待防止・相談支援センター運営事業費	道	高齢者虐待防止研修会の開催等
人権啓発活動地方委託事業費	道	高齢者の権利擁護のためのシンポジウムの開催等
地域福祉生活支援センター運営事業費補助金	団体	認知症高齢者等に係る福祉サービス利用手続代行、日常的金銭管理の支援等に対する助成
消費者行政推進事業費（消費者教育及び地域ネットワーク設置促進事業）	団体	効果的な消費者教育の推進や地域レベルでの市町村や関係機関等と連携したネットワークの設置促進

11 世代間の協力体制の構築

【推進の視点】

近年、少子高齢化が進行する中、晩婚化、晩産化を背景に育児期にある方や世帯が、親の介護と子育てを同時に行う、いわゆる「ダブルケア」の問題が指摘されており、ダブルケアを行う方々への必要な支援を行っていくことが求められています。

また、今後の高齢社会では、支える力の強化が求められますが、単独高齢者の増加や地域コミュニティが脆弱化していることから、地域における多世代間の理解や助け合いを行える体制を構築していく必要があります。

さらに、高齢者を支えるとの発想ばかりでなく、高齢者の自主的な地域貢献活動や様々な社会活動を通じて、自らの経験や知識、技術を生かして、地域社会に求められる役割を果たすなど、世代を超えてともに支え合う地域づくりを進めていく必要があります。

【推進方策】

○家族介護の支援

- ・子育てと介護を同時に行う方々が直面する課題の把握に努めながら「地域子育て支援拠点」と「地域包括支援センター」とが相互に連携が図られるよう、効果的な先進事例について情報提供を行うなど、市町村に働きかけるほか、広くダブルケア問題に対する理解が得られるよう、道民への周知を図ります。
- ・介護実習・普及センターにおいて、家族介護者や介護に関心のある地域住民への介護技術研修会を開催します。

関連事業名	実施主体	概要
人権啓発活動地方委託事業費	道	高齢者虐待を防止するため、高齢者の権利擁護のためのシンポジウム等において、ダブルケア問題も含めた普及啓発の推進

○相談体制の充実

- ・介護実習・普及センターにおいて、生活支援に関する情報提供を行うとともに、高齢者虐待防止・相談支援センターにおいて、高齢者本人や家族の権利擁護、虐待防止など専門的な相談に対応します。
- ・介護サービス利用者の疑問や不満、不安の解消を図るため、市町村で活躍している高齢者や民生委員等が介護サービス利用者等からの相談に応じる介護相談員派遣等事業の取組を支援します。

- ・北海道労働局と合同で説明会を開催し、介護休業に係る制度を含め、労働環境に関する各種制度の周知に努めます。
- ・高齢者や障がい者等が共に支え合いながら暮らすことのできる地域づくりに向けて、住民の主体的な支え合いを育み、暮らしに安心感と生きがいを生み出していくため、日中活動の場などのあらゆる場面において、高齢者施策や障がい者施策のほか、地域づくり総合交付金等を活用した施設整備や人材育成などにより、地域特性を踏まえた取組を推進します。また、既存の共生型地域福祉拠点における取組事例の紹介や、共生型コーディネーター養成研修のカリキュラム、テキストの周知等により、市町村や関係団体の取組を促進します。

取組事例

北海道 北広島市

公共施設を再利用した交流拠点の創出(社会福祉法人 北海長正会)

- ・廃校になった小学校を改築し、平成26年から事業を開始。
- ・各種福祉サービス(サービス付き高齢者住宅、看護小規模多機能型居宅介護、GH)とともに、地域コミュニティの場としての交流スペースを確保するほか、地域の防災拠点(指定避難所、防災備蓄庫)としての役割も担っています。

○「北広島団地地域サポートセンター ともに」では、地域住民一人ひとりが共生の理念のもと、つながりを大切に安心して生活できる豊かな地域社会の実現を目指し、地域課題や高齢者の生活課題を解決するため、三位一体(地域住民・自治体・法人)での取組を行っています。

○ここでは、居宅介護支援事業所、サービス付き高齢者向け住宅など高齢者向けの事業所が機能されており、相談からサービス提供まで、様々な生活課題を抱える地域住民のニーズに応えるほか、多目的に使用出来る活動室、体育館などの交流スペースを備えており、若者男女を問わず、利用が可能となっています。

○また地域の住民で構成されるとともに市民スタッフの会(ボランティア)が「自分たちで出来ることから始めよう」という考えのもと、たくさんの方のアイデアを出し合い、様々なイベントを企画・実行しています。

法人や行政がやるのではなく、地域がやることをお手伝いするという考えの中、地域、行政、法人をコーディネートする活動を行い、人と人のつながりと絆を大切に、安らぎの場、出会いの場を提供しています。

【子育て支援】
○子育て支援センターと連携して出張保育を実施しています。



【大学との連携】
○市内にある道都大学スポーツ系活動部と連携し、様々なイベントを実施しています。



【認知症の人への支援】
○同法人が運営する「ふれて」では、認知症カフェ(心結カフェ)を月に1度開催しています。

【地域交流】
○「ともに市民スタッフの会」を中心に喫茶コーナーの運営やイベントなどを開催しています。(週3回)



交流の場の創造

地域の自主的な活動を支援

安心して暮らし続けられる地域づくり

	H26年度	H27年度	H28年度
総来場者数	9,389人	14,731人	25,155人

関連事業名	実施主体	概要
高齢者虐待防止・相談支援センター運営事業費	道	高齢者や家族等からの虐待相談対応、市町村の相談機関への支援等
地域支援事業交付金	市町村	介護相談員派遣等の実施
地域づくり総合交付金(福祉振興・介護保険基盤整備事業)	市町村団体	共生型地域福祉拠点の整備等に対する助成

○災害時の支援体制づくり

- ・高齢者を含む要配慮者の安全を確保するため、道が策定した「災害時における高齢者・障がい者等の支援対策の手引き」に基づく市町村等の関係機関や関係団体の取組を促進します。
- ・市町村が高齢者を含む要配慮者への支援体制を整備できるよう、福祉避難所の指定を促進するとともに、その設置・運営に必要な物資や器材、人材の確保への支援を行います。
- ・高齢者などの特に避難等に支援が必要な方々が、迅速かつ安全に避難できるよう、市町村における「避難行動要支援者名簿」を活用した情報共有等について周知を図るなど、市町村における平常時からの協力体制づくりが円滑に進むよう支援します。
- ・市町村、関係団体、事業者等の災害派遣協定や避難受入れ協力などの連携を図るとともに、高齢者への日常的な情報提供やコミュニケーション支援などを充実させながら、災害時における支援体制づくりを進めます。
- ・施設関係団体と道との「災害時における社会福祉施設等の相互支援協定」に基づき、災害発生時に、自力避難の困難な高齢者や障がい者などが入所する社会福祉施設等の入所者の避難先確保や被災施設への人的・物的支援を行います。

関連事業名	実施主体	概要
地域づくり総合交付金(福祉振興・介護保険基盤整備事業)	市町村	福祉避難所の設備整備等に対する助成

12 就業機会の拡大

【推進の視点】

高齢者にも高い就業意欲がみられ、収入確保以外にも生きがいのための就業にも留意し、個人の目的や価値観に合った多様な働き方を支援するとともに、高齢者の熟練を活用する方策や意欲ある高齢者が就労できる仕組みづくりが求められています。

【推進方策】

- ・「シルバー人材センター」の活動を促進するとともに、高齢者の再就職等に関する情報を市町村等の関係機関に周知するなど、就業機会の確保に向けた支援に努めます。
- ・国等と連携し、関係法令に基づく高年齢者雇用措置の着実な働きかけや、定年の引き上げ、廃止を行う事業主向けの国の奨励金などの周知・活用を図ることで、65歳までの雇用確保を図るほか、65歳を超えても働くことのできる職場の拡大などを促進し、高齢者の雇用に係る機運を醸成します。

関連事業名	実施主体	概要
高年齢者労働能力活用事業費補助金	団体	シルバー人材センターの健全育成や設置促進事業に対する助成

13 制度の公正な運営

【推進の視点】

介護保険制度の円滑な運営を図るため、道民の十分な理解を得るよう、制度の普及が必要であり、常に適切な情報を提供することが重要です。

また、介護サービスが、公正かつ公平に提供される必要があります。

【推進方策】

- ・介護保険制度について、一層の理解促進を図るため、市町村と連携しながら、各種広報媒体やホームページ等を活用し、道民に対する情報提供の充実を図ります。
- ・「北海道介護保険審査会」において、被保険者等の請求に基づき、保険料賦課等の行政処分の審査を行います。
- ・要介護認定が円滑かつ適正に行われるよう、認定調査員や介護認定審査会委員、主治医に対する研修を行います。
- ・市町村等の介護保険運営に対して、法に基づく財政支援を行うとともに、介護保険事業の適正かつ安定的な運営の確保を図るため、技術的な助言を行います。

関連事業名	実施主体	概要
介護保険推進事業費	道	保険者に対する指導監査の実施、介護給付費適正化事業に対する助成等
介護保険審査会運営事業費	道	被保険者等の請求による保険料賦課等の行政処分に対する審査
認定調査員等研修事業費	道	要介護認定調査員、介護認定審査会委員、主治医等に対する研修

14 低所得者対策の充実

【推進の視点】

介護費用の増加と保険料負担の水準上昇が避けられない中、制度を持続可能なものとするため、高額介護サービス費の負担上限額や、現役並み所得者の3割負担の導入など、費用負担の見直しが予定されている一方で、今後も低所得者が保険料を負担し続けることができるよう、低所得者に対する保険料軽減の仕組みが求められています。

また、社会福祉法人が行う利用者負担軽減への助成は115市町村（平成28年度）に止まっており、この制度の趣旨や制度内容の周知、普及に努める必要があります。

さらに、地域包括ケアシステムを推進していく上で、住まいの確保が重要なことから、無料又は低額な料金で利用できる軽費老人ホームの利用を促進し、その運営を支援していく必要があります。

【推進方策】

- ・第1号被保険者の保険料は、保険者において、各保険料段階の保険料率の設定及び課税層の段階数を増やす多段階設定が可能とされており、被保険者の負担能力に応じて保険料を賦課する観点から、その実施について保険者に周知します。
- ・世帯非課税の被保険者に係る介護保険料の軽減に要した費用を負担します。
- ・社会福祉法人等が行う利用者負担の軽減等に対して市町村が助成する場合は、その負担の一部について、国の要綱に基づき助成するとともに、社会福祉法人等が行う利用者負担の軽減制度や高額介護サービス費、特定入所者介護サービス費の支給制度について、一層の活用促進が図られるよう、市町村や利用者等に対して制度の趣旨や内容を周知します。
- ・介護保険サービスが、低所得者にとってより利用しやすいものとなるよう、適切な第1号被保険者の保険料の設定や利用者負担の軽減について、引き続き国に要望します。
- ・居宅での生活が困難な高齢者が、無料又は低額な料金で入所する軽費老人ホーム・ケアハウスの運営を支援します。
- ・身体的、精神的又は経済的な理由により、自宅での日常生活が困難な高齢者を養護老人ホームへ入所させて、食事提供や機能訓練、その他日常生活に必要な支援を行う市町村の措置を支援します。

関連事業名	実施主体	概要
介護保険料軽減負担金	市町村	低所得者（世帯非課税）の保険料軽減に要する費用に対する負担金
介護サービス利用者負担軽減事業費補助金	市町村	社会福祉法人等が行う利用者負担の軽減等に対する助成
軽費老人ホーム運営費補助金	団体	軽費老人ホームの入居者負担額の減免に対する助成

15 給付と費用の適正化の推進

【推進の視点】

今後、高齢化の進行などにより、介護給付費等の増大が見込まれる中、介護保険制度の円滑な運営を維持していくためには、介護予防や自立支援・重度化防止の観点も含め、介護給付費の適正化を図り、利用者に対する適切な介護サービスを確保していく必要があります。

また、介護保険制度を持続可能なものとしていくためにも、市町村が取り組む要介護認定やケアプランの点検など、介護給付の適正化に向けた取組を支援していく必要があります。

さらに、小規模市町村においては、介護保険を効率的、安定的に運営するため、サービス基盤の広域的な活用などの促進を図っていく必要があります。

【推進方策】

- ・適切なサービス確保と費用の効率化を図り、持続可能な介護保険制度の構築に向けて、介護給付の適正化に関する市町村の取り組むべき施策、道が支援する施策及びその目標を明確にし、適正化事業を推進します。
※詳細については、別添資料「介護給付の適正化の推進について」に記載しています。
- ・北海道国民健康保険団体連合会が実施する「適正化システム」の活用など、効果的な事業実施事例等についての情報提供や助言等を通じて、市町村と連携した取組を推進します。
- ・保険者の担当者の対応能力を高め、適正化事業への理解を深めるため、説明会・研修会を実施します。
- ・介護サービスの共同利用による提供基盤の確保等について、必要な情報提供を行うほか、市町村間の連絡調整や助言等を行い、広域的な取組を促進します。

関連事業名	実施主体	概要
介護保険推進事業費	道	介護給付費適正化事業に対する助成等

16 適切な事業者指導と経営支援

【推進の視点】

介護サービス事業者に対する指導監督については、高齢者の尊厳を保持し良質なケアが提供される体制を継続させることにより介護保険制度への信頼性を維持し、持続可能性を高めるためにも重要であることから、適切な指導を実施するとともに、不正請求等に対しては厳正に対処していく必要があります。

また、今後、過疎地域等では、介護需要の減少に加え、人材確保の困難性が増すことなど、介護サービス事業者の経営環境に配慮しながら、介護サービスの共同利用等による提供基盤の確保や協同組合化の設立促進など、地域の介護サービスが維持されるように取り組む必要があります。

【推進方策】

- ・介護報酬の不正請求があった場合や、サービスの提供が適切に行われていない場合には、指定の効力停止や指定の取消など厳正に対処します。
- ・サービス事業者に対して、介護報酬の改正内容等の情報提供を行います。
- ・介護事業を行う協同組合設立の促進・支援を行い、協同化のスケールメリットによる働きやすい職場環境の提供と介護従事者の人材確保や資質の向上のほか、経営基盤の強化やサービス向上を図ります。
- ・介護事業所が安定した経営を行うことで、介護を必要とする高齢者が適切にサービスを受けられるよう、道独自の介護事業経営実態調査などを行います。
- ・居宅介護支援事業所の指定権限が市町村支援へ移譲されることに伴い、指定事務が円滑に開始されるよう支援するとともに、事業所へ必要な助言や援助を行います。

関連事業名	実施主体	概要
介護保険事業者等指導監督費	道	居宅サービス事業者、介護予防サービス事業者、介護保険施設に対する指導監査
介護事業者協同化促進事業費	道	介護事業を行う事業協同組合の設立に対する助成

17 計画の推進管理

【推進の視点】

この計画は、市町村計画におけるサービスの量の見込みを基に策定しているため、市町村計画の推進状況・分析評価を把握し、圏域ごとにこの計画の推進状況を点検、分析し、その結果に基づいた対策を実施する必要があります。

【推進方策】

- ・市町村自ら実施する分析評価を踏まえ、「介護保険事業状況報告」等により、要介護者等の数、居宅サービスや施設サービスの利用実績等を把握するとともに、各圏域に設置している高齢者保健福祉圏域連絡協議会において、市町村等との意見交換を行い、圏域ごとに分析評価し、計画推進に反映させていきます。
- ・特別養護老人ホームの必要入所定員総数や市町村が行う自立支援・重度化防止への支援に関する取組などについて、数値目標を設定し、PDCAサイクルに基づき、毎年度の施策の取組状況や数値目標の達成状況を外部有識者の意見を伺いながら評価し、ホームページ等により公表するとともに、その結果を踏まえて、市町村への支援策を検討していきます。

関連事業名	実施主体	概要
高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画推進費	道	道計画の推進管理、市町村に対する支援、調整等

指 標

第7期計画における、数値目標は次のとおりです。

- 1 道全域の介護専用型特定施設における特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る必要利用定員総数及び介護保険施設の種類ごとの必要入所定員総数（指定介護療養型医療施設にあっては、当該指定介護療養型医療施設の療養病床等に係る必要入所定員総数）

指 標	H32年度末 必要入所定員総数（床）
・介護老人福祉施設	26,847
・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	3,137
・介護老人保健施設	17,640
・介護医療院	14
・介護専用型特定施設入居者生活介護	393
・地域密着型特定施設入居者生活介護	783
・混合型特定施設入居者生活介護	12,664
・養護老人ホーム	4,569

- 2 質の高いサービス提供体制の確保に関する目標

取 組 項 目	指 標	目標値
・介護の仕事のイメージアップを図る説明会等の開催	参加者数	12,000人
・児童生徒等を対象とした体験学習等の実施	参加者数	6,000人
・福祉・介護職場の体験機会の提供	参加者数	300人
・介護未経験者に対する介護職員初任者研修の受講支援	修了者	1,080人
・福祉人材センターの支援による介護職の就業	就業者数	505人
・介護職員へのたん吸引等の研修会の開催	受講者数	1,350人
・介護支援専門員に対するOJT・フォローアップ研修の開催	受講者数	420人
・潜在有資格者等の介護保険事業所への紹介予定派遣の実施	派遣者数	255人
・介護福祉士等を目指す学生への修学資金の貸付	貸付者数	300人
・介護ロボットの貸与による介護現場での導入試行	事業所数	108事業所
・介護事業所の労務管理や職場環境改善に関する相談支援	相談件数	600回
・介護職員等のキャリア形成の促進に向けた研修会の開催	参加者数	54,000人
・エルダー・メンター制度導入に向けた研修会の開催	参加者数	630人
・介護事業所内に設置された保育所の運営支援	保育所数	21事業所

3 地域特性に応じた地域包括ケアシステムの推進に関する目標

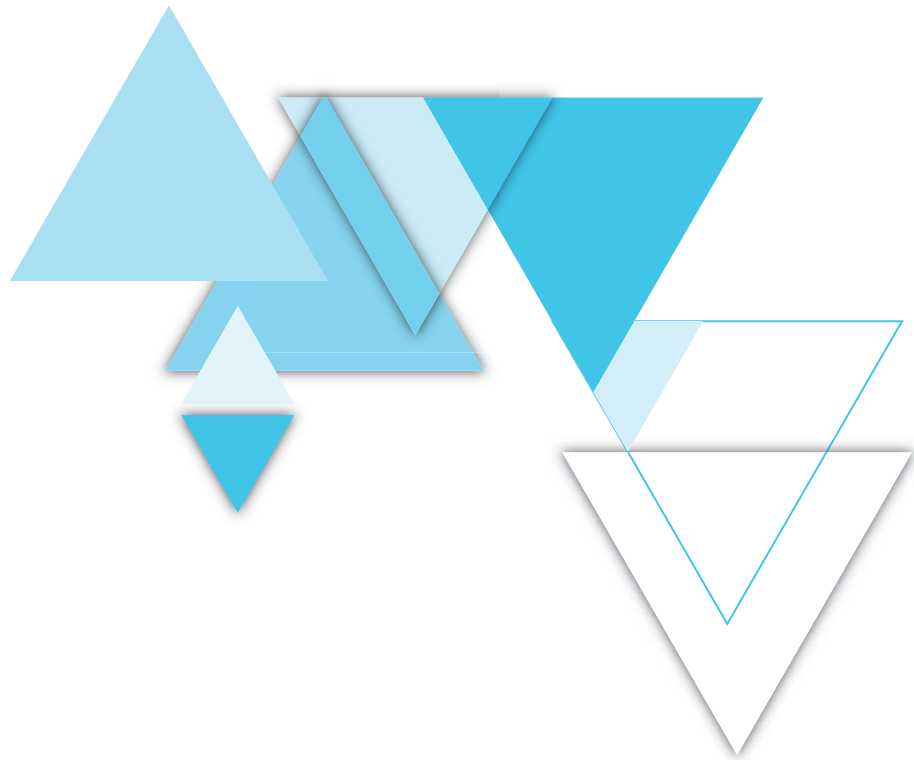
取 組 項 目	指 標	目標値
・在宅医療・介護連携に関する研修会の開催や技術的支援の実施	市町村数	179市町村
・医師、介護支援専門員等の多職種連携協議会の開催	参加市町村数	179市町村
・認知症サポーターの養成	人数	510,000人
・地域における認知症カフェの設置	市町村数	179市町村
・看護職員認知症対応力向上のための研修会の開催	受講者数	600人
・歯科医療従事者認知症対応力向上のための研修会の開催	受講者数	360人
・薬剤師認知症対応力向上のための研修会の開催	受講者数	520人
・市民後見人の養成	人数	3,500人
・アクティブシニアの活躍支援に向けたセミナーの開催	参加者数	6,300人
・自立支援・重度化防止に向けた管理職・管理者及び担当者研修会の開催	参加市町村数	179市町村
・介護予防の技術支援研修会の開催	参加市町村数	179市町村
・地域ケア会議への広域支援員・専門家の派遣	回数	546回
・広域的地域ケア会議の開催	回数	84回
・自立支援・重度化防止に向けたリハビリ専門職の指導者養成研修の開催	受講者数	2,850人
・地域ケア会議等へのリハビリ専門職の派遣	市町村数	179市町村
・生活支援コーディネーター養成研修会の開催	受講者数	882人
・地域包括支援センターの機能強化（好事例の発信や関係者間の情報交換）の実施	参加市町村数	179市町村
・地域包括支援センター職員研修会の開催	受講者数	2,100人

4 高齢者の生活基盤の充実と活躍支援に関する目標

取 組 項 目	指 標	目標値
・多世代交流、多機能型の福祉拠点の形成市町村	市町村数	179市町村
・アクティブシニアの活躍支援に向けたセミナーの開催	参加者数	6,300人
・高齢者（65歳以上）の就業率	就業率	全国平均以上

5 介護保険制度の安定的な運営に関する目標

取 組 項 目	指 標	目標値
・「医療情報との突合」「縦覧点検」の実施	市町村数	179市町村
・適正化システムに関する研修会の開催や技術的支援の実施	保険者数	156保険者
・ケアプラン点検に関する研修会や技術的支援の実施	保険者数	156保険者
・適正化に取り組む保険者へのアドバイザーの派遣	保険者数	9保険者



参考資料等

- 1 65歳以上人口等の推移
 - 2 北海道高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画の実績（平成28年度）
 - 3 指定サービス事業所の状況（圏域別）
 - 4 高齢者人口、要介護者数等の推計（圏域別）
 - 5 介護給付等対象サービスの量の見込み（全道計）
 - 6 計画検討協議会
 - 7 計画策定体制等
- 別添 介護給付の適正化の推進について

参考資料等

1 65歳以上人口等の推移

(単位：人)

年次	北海道					全国				
	総人口 a	65歳以上人口		75歳以上人口		総人口 a	65歳以上人口		75歳以上人口	
		b	比率 b/a (%)	c	比率 c/a (%)		b	比率 b/a (%)	c	比率 c/a (%)
昭和45年 (1970)	5,184,287	299,069	5.8	85,221	1.6	104,665,171	7,393,292	7.1	2,237,300	2.1
昭和50年 (1975)	5,338,206	366,651	6.9	110,013	2.1	111,939,643	8,865,429	7.9	2,840,510	2.5
昭和55年 (1980)	5,575,989	451,727	8.1	146,676	2.6	117,060,396	10,647,356	9.1	3,659,698	3.1
昭和60年 (1985)	5,679,439	549,487	9.7	194,518	3.4	121,048,923	12,468,343	10.3	4,711,527	3.9
平成2年 (1990)	5,643,647	674,881	12.0	252,547	4.5	123,611,167	14,894,595	12.0	5,973,485	4.8
平成7年 (1995)	5,692,321	844,927	14.8	318,985	5.6	125,570,246	18,260,822	14.5	7,169,577	5.7
平成12年 (2000)	5,683,062	1,031,552	18.2	413,430	7.3	126,925,843	22,005,152	17.3	8,998,637	7.1
平成17年 (2005)	5,627,737	1,205,692	21.4	543,243	9.7	127,767,994	25,672,005	20.1	11,601,898	9.1
平成22年 (2010)	5,506,419	1,358,068	24.7	670,118	12.2	128,057,352	29,245,685	22.8	14,072,210	11.0
平成27年 (2015)	5,381,733	1,558,387	29.0	767,891	14.3	127,094,745	33,465,441	26.3	16,125,763	12.7
平成32年 (2020)	5,178,053	1,696,536	32.8	881,081	17.0	125,324,842	36,191,978	28.9	18,719,899	14.9
平成37年 (2025)	4,959,984	1,716,195	34.6	1,024,035	20.6	122,544,102	36,770,849	30.0	21,799,724	17.8
平成42年 (2030)	4,719,100	1,713,402	36.3	1,091,485	23.1	119,125,137	37,159,585	31.2	22,844,331	19.2
平成47年 (2035)	4,462,042	1,699,382	38.1	1,077,046	24.1	115,215,698	37,816,602	32.8	22,597,261	19.6
平成52年 (2040)	4,190,073	1,707,328	40.7	1,050,067	25.1	110,918,554	39,205,714	35.3	22,391,806	20.2

平成27年度までは、総務省統計局「国勢調査」(10月1日現在)

北海道の平成32年以降は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」(平成25年3月推計)

全国の平成32年以降は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」(平成29年推計)

2 北海道高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画の実績（平成28年度）

《主な居宅サービス》

	訪問介護			訪問入浴介護			訪問看護		
	見込量 a (回/月)	実績 b (回/月)	達成率 b/a (%)	見込量 a (回/月)	実績 b (回/月)	達成率 b/a (%)	見込量 a (回/月)	実績 b (回/月)	達成率 b/a (%)
南 渡 島	81,699	70,848	86.7%	932	771	82.7%	6,541	6,723	102.8%
南 檜 山	5,323	2,657	49.9%	0	0	-	614	430	70.1%
北 渡 島 檜 山	2,521	2,043	81.1%	12	9	74.4%	370	305	82.3%
札 幌	340,420	362,008	106.3%	3,620	3,091	85.4%	60,844	64,046	105.3%
後 志	46,201	42,103	91.1%	295	281	95.1%	4,050	4,861	120.0%
南 空 知	18,683	12,294	65.8%	305	300	98.1%	3,173	2,623	82.7%
中 空 知	12,024	10,355	86.1%	477	359	75.2%	2,553	2,425	95.0%
北 空 知	3,448	2,651	76.9%	43	40	92.5%	143	221	154.2%
西 胆 振	14,395	10,257	71.3%	338	324	95.7%	1,967	2,081	105.8%
東 胆 振	40,277	27,961	69.4%	402	370	92.2%	2,916	2,444	83.8%
日 高	7,274	7,145	98.2%	53	43	80.5%	803	771	96.0%
上 川 中 部	243,670	235,139	96.5%	816	749	91.8%	5,998	7,246	120.8%
上 川 北 部	11,098	11,336	102.1%	126	90	71.7%	597	694	116.3%
富 良 野	7,466	7,350	98.4%	44	31	71.6%	729	714	98.0%
留 萌	14,030	15,163	108.1%	140	82	58.6%	805	745	92.5%
宗 谷	5,161	4,115	79.7%	3	0	6.2%	1,178	868	73.7%
北 網	53,937	51,918	96.3%	391	263	67.4%	4,442	4,070	91.6%
遠 紋	10,171	9,558	94.0%	37	30	82.1%	833	888	106.6%
十 勝	46,475	42,262	90.9%	698	549	78.6%	4,470	3,894	87.1%
釧 路	64,839	41,476	64.0%	763	634	83.1%	3,350	3,493	104.3%
根 室	5,913	5,659	95.7%	209	160	76.3%	903	649	71.8%
全 道 計	1,035,024	974,296	94.1%	9,702	8,174	84.2%	107,279	110,189	102.7%

	訪問リハビリテーション			通所介護			通所リハビリテーション		
	見込量 a (回/月)	実績 b (回/月)	達成率 b/a (%)	見込量 a (回/月)	実績 b (回/月)	達成率 b/a (%)	見込量 a (回/月)	実績 b (回/月)	達成率 b/a (%)
南 渡 島	3,341	4,243	127.0%	31,255	33,011	105.6%	11,352	11,765	103.6%
南 檜 山	0	4	-	2,219	1,487	67.0%	485	436	90.0%
北 渡 島 檜 山	402	306	76.1%	936	464	49.6%	858	794	92.5%
札 幌	20,077	14,193	70.7%	129,409	129,187	99.8%	54,060	52,737	97.6%
後 志	2,923	2,418	82.7%	16,157	17,800	110.2%	5,979	5,999	100.3%
南 空 知	375	202	53.9%	12,014	10,460	87.1%	7,136	7,037	98.6%
中 空 知	185	525	284.3%	6,957	6,338	91.1%	1,921	1,686	87.7%
北 空 知	30	7	23.3%	2,998	2,281	76.1%	640	619	96.8%
西 胆 振	2,307	1,350	58.5%	11,554	9,183	79.5%	4,574	4,469	97.7%
東 胆 振	785	350	44.6%	14,759	13,911	94.3%	3,658	3,751	102.5%
日 高	172	140	81.5%	4,189	4,166	99.4%	1,522	1,718	112.8%
上 川 中 部	7,169	6,195	86.4%	22,789	23,131	101.5%	8,878	9,396	105.8%
上 川 北 部	512	387	75.7%	2,901	2,681	92.4%	1,623	1,363	84.0%
富 良 野	494	511	103.4%	3,990	3,578	89.7%	602	597	99.2%
留 萌	69	30	43.7%	5,183	4,226	81.5%	848	776	91.5%
宗 谷	31	4	12.0%	3,454	2,041	59.1%	1,643	1,605	97.7%
北 網	3,137	2,914	92.9%	16,061	12,013	74.8%	4,767	4,421	92.7%
遠 紋	119	15	12.8%	3,469	3,785	109.1%	903	700	77.4%
十 勝	3,843	2,840	73.9%	20,797	19,578	94.1%	9,893	9,421	95.2%
釧 路	2,135	1,122	52.6%	16,462	16,232	98.6%	8,083	7,536	93.2%
根 室	133	120	89.9%	5,212	4,107	78.8%	1,664	1,715	103.1%
全 道 計	48,239	37,876	78.5%	332,765	319,659	96.1%	131,089	128,541	98.1%

	短期入所生活（療養）介護			特定施設入居者生活介護		
	見込量 a (回/月)	実績 b (回/月)	達成率 b/a (%)	見込量 a (人)	実績 b (人)	達成率 b/a (%)
南 渡 島	15,297	16,824	110.0%	826	857	103.8%
南 檜 山	574	513	89.4%	29	37	126.0%
北 渡 島 檜 山	1,305	1,409	107.9%	55	53	96.5%
札 幌	41,788	33,663	80.6%	3,774	3,498	92.7%
後 志	5,461	5,630	103.1%	625	463	74.0%
南 空 知	3,672	3,040	82.8%	537	388	72.2%
中 空 知	2,728	1,973	72.3%	332	308	92.8%
北 空 知	994	995	100.1%	76	72	94.6%
西 胆 振	2,940	2,551	86.8%	438	433	98.9%
東 胆 振	5,907	5,027	85.1%	387	366	94.7%
日 高	2,194	1,801	82.1%	80	110	137.1%
上 川 中 部	6,871	6,556	95.4%	899	762	84.8%
上 川 北 部	1,866	1,308	70.1%	180	158	87.8%
富 良 野	1,348	975	72.3%	101	89	88.5%
留 萌	2,303	1,249	54.2%	126	82	65.0%
宗 谷	3,050	2,180	71.5%	88	89	101.6%
北 網	6,557	5,712	87.1%	369	307	83.2%
遠 紋	2,888	2,002	69.3%	66	49	73.6%
十 勝	7,959	7,460	93.7%	784	682	87.0%
釧 路	6,623	6,759	102.1%	574	548	95.5%
根 室	1,294	1,118	86.5%	130	103	79.6%
全 道 計	123,618	108,745	88.0%	10,476	9,455	90.3%

《地域密着型サービス》

	定期巡回・随時対応型訪問介護看護			夜間対応型訪問介護			認知症対応型通所介護		
	見込量 a (人/月)	実績 b (人/月)	達成率 b/a (%)	見込量 a (人/月)	実績 b (人/月)	達成率 b/a (%)	見込量 a (回/月)	実績 b (回/月)	達成率 b/a (%)
南 渡 島	360	504	140.1%	3	1	23.3%	1,308	1,129	86.3%
南 檜 山	0	4	-	0	0	-	236	223	94.7%
北 渡 島 檜 山	1	5	505.0%	0	0	-	0	0	-
札 幌	2,505	1,859	74.2%	177	152	86.0%	9,753	8,968	91.9%
後 志	43	36	82.6%	5	3	66.0%	1,045	732	70.0%
南 空 知	17	24	140.0%	0	0	-	669	722	108.0%
中 空 知	0	7	-	0	3	-	1,214	1,072	88.3%
北 空 知	30	39	130.9%	0	0	-	413	228	55.1%
西 胆 振	35	6	17.1%	16	0	0.0%	660	593	89.8%
東 胆 振	100	16	16.3%	0	0	-	614	651	106.0%
日 高	10	20	199.2%	0	0	-	758	603	79.5%
上 川 中 部	18	20	109.3%	57	66	115.4%	2,188	1,818	83.1%
上 川 北 部	0	50	-	0	0	-	725	683	94.2%
富 良 野	0	0	-	0	0	-	0	0	-
留 萌	0	6	-	0	0	-	97	155	159.9%
宗 谷	1	19	1883.0%	0	0	-	0	2	-
北 網	0	13	-	0	0	-	2,078	1,914	92.1%
遠 紋	1	1	100.0%	0	0	-	728	593	81.5%
十 勝	51	75	147.0%	0	0	-	1,427	1,113	78.0%
釧 路	15	34	226.7%	54	62	114.8%	979	894	91.2%
根 室	0	2	-	0	0	-	200	203	101.5%
全 道 計	3,187	2,739	85.9%	312	287	92.0%	25,092	22,294	88.9%

	小規模多機能型居宅介護			認知症対応型共同生活介護			地域密着型特定施設入居者生活介護		
	見込量 a (人/月)	実績 b (人/月)	達成率 b/a (%)	見込量 a (人)	実績 b (人)	達成率 b/a (%)	見込量 a (人)	実績 b (人)	達成率 b/a (%)
南 渡 島	437	432	98.9%	1,201	1,150	95.7%	429	365	85.0%
南 檜 山	0	0	-	88	94	106.3%	18	18	101.9%
北渡島檜山	45	39	85.8%	163	159	97.8%	1	1	100.0%
札 幌	2,564	2,614	101.9%	5,253	4,977	94.7%	34	27	80.6%
後 志	144	156	108.5%	1,034	1,011	97.8%	0	0	-
南 空 知	77	62	80.7%	571	524	91.8%	57	54	94.7%
中 空 知	97	64	66.0%	320	317	99.1%	0	0	-
北 空 知	32	21	66.9%	116	96	82.4%	29	63	215.5%
西 胆 振	92	90	97.8%	534	507	94.9%	30	27	90.0%
東 胆 振	165	128	77.6%	615	609	99.0%	29	29	99.7%
日 高	38	8	21.1%	179	156	87.1%	10	10	100.0%
上川中部	378	379	100.1%	1,479	1,515	102.4%	0	0	-
上川北部	94	72	77.0%	264	227	85.9%	24	30	125.0%
富 良 野	44	44	100.2%	124	106	85.4%	0	0	-
留 萌	14	8	55.7%	234	198	84.5%	12	12	100.0%
宗 谷	59	45	76.3%	151	146	96.5%	0	0	-
北 網	390	342	87.7%	863	823	95.3%	73	61	83.2%
遠 紋	63	29	46.2%	195	180	92.5%	0	7	-
十 勝	523	509	97.3%	1,120	1,064	95.0%	24	18	75.0%
釧 路	247	272	110.2%	748	726	97.1%	0	0	-
根 室	88	55	62.5%	206	177	86.1%	0	0	-
全 道 計	5,591	5,370	96.0%	15,458	14,760	95.5%	770	722	93.7%

	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護			看護小規模多機能型居宅介護			地域密着型通所介護		
	見込量 a (人/月)	実績 b (人/月)	達成率 b/a (%)	見込量 a (人/月)	実績 b (人/月)	達成率 b/a (%)	見込量 a (回/月)	実績 b (回/月)	達成率 b/a (%)
南 渡 島	229	207	90.2%	93	56	60.3%	7,241	6,671	92.1%
南 檜 山	29	29	100.0%	0	0	-	334	905	271.2%
北渡島檜山	44	43	98.4%	0	0	-	1,004	1,070	106.6%
札 幌	578	541	93.5%	528	462	87.5%	59,220	58,631	99.0%
後 志	125	114	91.4%	79	57	72.0%	8,395	6,213	74.0%
南 空 知	114	113	99.1%	0	0	-	2,823	4,653	164.8%
中 空 知	43	40	92.8%	0	0	-	2,841	2,574	90.6%
北 空 知	14	0	0.0%	0	0	-	32	858	2655.8%
西 胆 振	90	82	91.6%	22	0	0.0%	2,953	4,514	152.9%
東 胆 振	87	88	101.0%	0	0	-	5,854	5,886	100.5%
日 高	29	27	93.1%	0	0	-	662	1,372	207.2%
上川中部	192	204	106.3%	0	1	-	9,171	11,092	121.0%
上川北部	22	22	100.5%	0	0	-	1,475	1,629	110.5%
富 良 野	1	0	0.0%	0	0	-	0	190	-
留 萌	40	38	94.8%	0	0	-	44	942	2151.1%
宗 谷	1	1	100.0%	0	0	-	948	2,024	213.5%
北 網	217	218	100.5%	50	21	42.0%	4,466	6,810	152.5%
遠 紋	81	78	95.9%	0	26	-	2,175	2,263	104.0%
十 勝	558	539	96.6%	0	8	-	6,440	6,983	108.4%
釧 路	45	44	98.5%	25	20	81.2%	5,594	5,659	101.2%
根 室	26	25	96.2%	0	24	-	972	1,362	140.1%
全 道 計	2,565	2,453	95.6%	797	676	84.8%	122,642	132,301	107.9%

《施設サービス》

	介護老人福祉施設			介護老人保健施設			介護療養型医療施設		
	見込量 a (人)	実績 b (人)	達成率 b/a (%)	見込量 a (人)	実績 b (人)	達成率 b/a (%)	見込量 a (人)	実績 b (人)	達成率 b/a (%)
南 渡 島	1,930	1,872	97.0%	1,396	1,400	100.3%	256	247	96.6%
南 檜 山	301	296	98.3%	119	125	105.1%	1	2	210.0%
北 渡 島 檜 山	390	405	103.9%	226	235	104.1%	18	14	80.0%
札 幌	6,553	6,236	95.2%	5,339	5,253	98.4%	1,571	1,178	75.0%
後 志	1,259	1,296	102.9%	1,089	1,088	99.9%	478	397	83.0%
南 空 知	1,279	1,251	97.8%	987	931	94.4%	187	133	71.3%
中 空 知	919	911	99.1%	479	459	95.7%	297	244	82.1%
北 空 知	349	337	96.6%	179	173	96.8%	56	46	82.9%
西 胆 振	1,019	1,027	100.7%	872	776	89.0%	229	214	93.2%
東 胆 振	849	792	93.3%	665	674	101.3%	183	165	89.9%
日 高	547	534	97.6%	259	274	105.8%	9	5	60.0%
上 川 中 部	1,657	1,601	96.6%	1,247	1,292	103.6%	377	381	101.0%
上 川 北 部	657	592	90.1%	301	264	87.6%	18	12	65.6%
富 良 野	301	273	90.7%	131	124	94.9%	21	18	83.7%
留 萌	435	432	99.3%	148	134	90.7%	42	40	95.2%
宗 谷	774	753	97.3%	176	176	100.1%	4	8	192.5%
北 網	1,187	1,147	96.7%	591	590	99.8%	45	29	64.9%
遠 紋	519	516	99.5%	230	222	96.3%	8	3	37.5%
十 勝	1,615	1,569	97.1%	1,357	1,328	97.8%	72	61	85.3%
釧 路	1,165	1,125	96.6%	612	572	93.5%	57	24	42.1%
根 室	336	334	99.4%	154	146	94.7%	68	62	91.1%
全 道 計	24,041	23,298	96.9%	16,557	16,235	98.1%	3,997	3,283	82.1%

《主な介護予防サービス》

	介護予防訪問介護			介護予防問入浴介護			介護予防訪問看護		
	見込量 a (人/月)	実績 b (人/月)	達成率 b/a (%)	見込量 a (回/月)	実績 b (回/月)	達成率 b/a (%)	見込量 a (回/月)	実績 b (回/月)	達成率 b/a (%)
南 渡 島	2,618	2,642	100.9%	45	7	15.1%	502	523	104.2%
南 檜 山	73	54	73.6%	0	0	—	122	49	40.3%
北 渡 島 檜 山	135	121	89.6%	0	0	—	40	48	118.3%
札 幌	9,486	9,316	98.2%	31	25	79.7%	7,708	7,699	99.9%
後 志	1,061	913	86.1%	0	0	—	475	467	98.4%
南 空 知	577	481	83.3%	0	0	—	411	528	128.4%
中 空 知	507	200	39.5%	9	9	102.9%	333	92	27.6%
北 空 知	105	93	88.6%	2	0	0.0%	26	24	90.5%
西 胆 振	1,227	1,103	89.9%	4	3	75.0%	403	406	100.7%
東 胆 振	766	440	57.5%	0	0	—	219	113	51.6%
日 高	341	129	37.8%	0	0	—	82	111	135.8%
上 川 中 部	2,549	2,338	91.7%	5	19	343.2%	1,412	805	57.1%
上 川 北 部	188	188	100.2%	5	0	0.0%	163	133	81.6%
富 良 野	111	73	65.9%	0	0	—	100	43	42.5%
留 萌	264	173	65.5%	0	0	—	189	96	51.0%
宗 谷	176	184	104.8%	0	0	—	486	157	32.3%
北 網	986	849	86.1%	4	0	2.3%	670	503	75.1%
遠 紋	332	181	54.6%	0	0	—	223	152	68.4%
十 勝	833	1,007	120.8%	2	1	25.0%	362	385	106.5%
釧 路	852	888	104.2%	0	0	—	272	225	82.7%
根 室	279	249	89.1%	0	0	—	90	89	99.2%
全 道 計	23,466	21,621	92.1%	107	63	59.2%	14,286	12,648	88.5%

	介護予防訪問リハビリテーション			介護予防通所介護			介護予防通所リハビリテーション		
	見込量 a (回/月)	実績 b (回/月)	達成率 b/a (%)	見込量 a (人/月)	実績 b (人/月)	達成率 b/a (%)	見込量 a (人/月)	実績 b (人/月)	達成率 b/a (%)
南 渡 島	415	465	112.1%	3,128	3,001	96.0%	556	532	95.7%
南 檜 山	0	0	-	71	75	106.2%	24	25	103.5%
北 渡 島 檜 山	50	55	110.7%	191	164	85.9%	48	65	136.0%
札 幌	1,601	1,726	107.8%	16,789	14,083	83.9%	2,902	2,668	91.9%
後 志	147	102	69.6%	1,749	1,321	75.6%	236	213	90.4%
南 空 知	136	50	36.5%	951	785	82.6%	505	513	101.7%
中 空 知	28	71	255.6%	626	277	44.3%	183	103	56.1%
北 空 知	1	0	0.0%	211	229	108.7%	9	10	105.6%
西 胆 振	789	534	67.7%	1,388	1,607	115.7%	513	423	82.5%
東 胆 振	124	37	29.7%	773	497	64.3%	204	201	98.9%
日 高	8	11	133.8%	317	112	35.4%	65	52	80.1%
上 川 中 部	850	1,020	120.0%	3,069	2,875	93.7%	752	633	84.2%
上 川 北 部	182	180	98.7%	257	283	110.1%	99	74	74.7%
富 良 野	113	104	92.2%	165	141	85.1%	43	107	247.6%
留 萌	7	0	0.0%	274	208	76.0%	50	40	80.9%
宗 谷	3	0	0.0%	248	286	115.4%	78	74	95.1%
北 網	294	525	178.5%	1,339	1,221	91.2%	256	216	84.5%
遠 紋	0	0	-	364	238	65.4%	43	26	61.4%
十 勝	386	466	120.6%	1,250	1,548	123.9%	408	440	107.8%
釧 路	44	81	185.0%	1,069	894	83.6%	220	239	108.8%
根 室	19	4	22.7%	405	319	78.7%	181	83	45.6%
全 道 計	5,195	5,430	104.5%	34,632	30,165	87.1%	7,374	6,739	91.4%

	介護予防短期入所（療養）介護			介護予防特定施設入居者生活介護		
	見込量 a (回/月)	実績 b (回/月)	達成率 b/a (%)	見込量 a (人)	実績 b (人)	達成率 b/a (%)
南 渡 島	403	294	73.0%	204	159	77.9%
南 檜 山	9	8	86.5%	4	4	96.5%
北 渡 島 檜 山	24	22	91.5%	27	24	89.3%
札 幌	862	783	90.8%	786	745	94.7%
後 志	92	77	83.8%	74	46	61.5%
南 空 知	74	89	120.1%	119	113	95.3%
中 空 知	78	74	94.8%	137	67	49.2%
北 空 知	43	27	62.6%	9	8	88.9%
西 胆 振	224	196	87.5%	165	177	107.2%
東 胆 振	78	43	55.4%	165	102	61.8%
日 高	61	40	65.1%	11	8	72.6%
上 川 中 部	327	277	84.7%	183	207	113.3%
上 川 北 部	69	85	122.8%	61	40	65.1%
富 良 野	25	39	154.2%	18	16	88.9%
留 萌	207	24	11.8%	20	16	81.7%
宗 谷	121	89	73.2%	19	15	80.5%
北 網	195	156	80.1%	73	37	50.9%
遠 紋	61	63	103.1%	13	15	113.7%
十 勝	242	145	60.0%	133	91	68.2%
釧 路	168	61	36.5%	98	63	63.9%
根 室	80	75	93.1%	36	12	34.2%
全 道 計	3,444	2,667	77.5%	2,355	1,964	83.4%

《地域密着型介護予防サービス》

	介護予防認知症対応型通所介護			介護予防小規模多機能型居宅介護			介護予防認知症対応型共同生活介護		
	見込量 a (回/月)	実績 b (回/月)	達成率 b/a (%)	見込量 a (人/月)	実績 b (人/月)	達成率 b/a (%)	見込量 a (人)	実績 b (人)	達成率 b/a (%)
南 渡 島	2	1	25.0%	116	96	82.5%	5	3	54.0%
南 檜 山	0	5	-	0	0	-	2	3	150.0%
北 渡 島 檜 山	0	0	-	21	9	41.0%	0	4	-
札 幌	64	44	68.2%	218	150	69.0%	8	9	108.3%
後 志	6	0	1.7%	26	26	101.5%	6	3	43.3%
南 空 知	35	22	62.7%	10	8	75.0%	5	4	82.0%
中 空 知	10	0	0.0%	9	4	42.6%	7	2	28.6%
北 空 知	9	0	0.0%	7	3	35.7%	0	1	-
西 胆 振	20	0	0.0%	20	15	75.0%	7	2	28.6%
東 胆 振	8	8	100.0%	8	5	67.5%	3	1	16.7%
日 高	39	9	23.3%	2	1	70.8%	0	1	-
上 川 中 部	55	19	34.5%	101	108	107.3%	23	13	55.2%
上 川 北 部	17	4	23.5%	15	11	70.7%	4	3	80.0%
富 良 野	0	0	-	15	21	136.7%	2	2	95.8%
留 萌	5	0	0.0%	6	1	18.1%	7	1	15.5%
宗 谷	0	0	-	13	12	88.5%	3	3	100.0%
北 網	18	46	260.2%	54	38	70.0%	2	3	140.0%
遠 紋	10	10	97.1%	11	15	135.5%	0	1	233.3%
十 勝	20	32	161.6%	87	83	95.2%	15	13	84.0%
釧 路	0	4	-	38	35	92.1%	4	2	55.0%
根 室	0	0	-	10	2	19.0%	2	0	20.0%
全 道 計	318	203	64.0%	787	641	81.5%	105	72	68.1%

《老人福祉サービス》

	養護老人ホーム			軽費老人ホーム (A型)			軽費老人ホーム (B型)		
	見込量 a (措置人数:人)	実績 b (措置人数:人)	達成率 b/a (%)	見込量 a (利用者数:人)	実績 b (利用者数:人)	達成率 b/a (%)	見込量 a (人)	実績 b (人)	達成率 b/a (%)
南 渡 島	495	420	84.8%	2	0	0.0%	0	0	-
南 檜 山	58	54	93.1%	0	0	-	0	0	-
北 渡 島 檜 山	64	49	76.6%	0	0	-	0	0	-
札 幌	482	513	106.4%	320	332	103.8%	79	86	108.9%
後 志	435	459	105.5%	0	0	-	0	0	-
南 空 知	369	339	91.9%	50	67	134.0%	0	0	-
中 空 知	167	141	84.4%	3	47	1566.7%	0	0	-
北 空 知	91	100	109.9%	50	50	100.0%	0	0	-
西 胆 振	287	277	96.5%	51	50	98.0%	0	0	-
東 胆 振	106	80	75.5%	170	170	100.0%	0	0	-
日 高	139	123	88.5%	0	0	-	0	0	-
上 川 中 部	196	246	125.5%	100	98	98.0%	0	0	-
上 川 北 部	150	97	64.7%	1	0	0.0%	1	0	0.0%
富 良 野	103	94	91.3%	0	0	-	0	0	-
留 萌	71	30	42.3%	4	0	0.0%	0	0	-
宗 谷	113	105	92.9%	0	0	-	0	0	-
北 網	353	350	99.2%	0	0	-	0	0	-
遠 紋	111	133	119.8%	0	0	-	0	0	-
十 勝	448	456	101.8%	1	0	0.0%	0	0	-
釧 路	211	214	101.4%	0	0	-	50	25	50.0%
根 室	109	83	76.1%	1	0	0.0%	0	0	-
全 道 計	4,558	4,363	95.7%	753	814	108.1%	130	111	85.4%

	軽費老人ホーム（ケアハウス）			生活支援ハウス			老人福祉センター		
	見込量 a (利用者数：人)	実績 b (利用者数：人)	達成率 b/a (%)	見込量 a (利用者数：人)	実績 b (利用者数：人)	達成率 b/a (%)	見込量 a (施設数)	実績 b (施設数)	達成率 b/a (%)
南 渡 島	489	487	99.6%	39	42	107.7%	4	4	100.0%
南 檜 山	19	20	105.3%	9	7	77.8%	3	1	33.3%
北 渡 島 檜 山	52	52	100.0%	42	41	97.6%	2	2	100.0%
札 幌	1,347	1,377	102.2%	88	89	101.1%	10	10	100.0%
後 志	170	143	84.1%	85	61	71.8%	5	5	100.0%
南 空 知	309	180	58.3%	28	18	64.3%	5	5	100.0%
中 空 知	298	242	81.2%	20	16	80.0%	5	5	100.0%
北 空 知	87	78	89.7%	29	28	96.6%	4	4	100.0%
西 胆 振	418	433	103.6%	11	10	90.9%	1	2	200.0%
東 胆 振	554	529	95.5%	20	20	100.0%	1	0	0.0%
日 高	65	50	76.9%	30	39	130.0%	2	2	100.0%
上 川 中 部	468	462	98.7%	73	71	97.3%	3	3	100.0%
上 川 北 部	175	129	73.7%	41	45	109.8%	1	0	0.0%
富 良 野	56	25	44.6%	20	20	100.0%	1	2	200.0%
留 萌	16	14	87.5%	13	15	115.4%	4	4	100.0%
宗 谷	1	0	0.0%	10	10	100.0%	4	5	125.0%
北 網	320	252	78.8%	64	60	93.8%	4	4	100.0%
遠 紋	140	135	96.4%	50	50	100.0%	6	6	100.0%
十 勝	220	218	99.1%	90	81	90.0%	8	9	112.5%
釧 路	161	148	91.9%	31	20	64.5%	13	13	100.0%
根 室	39	29	74.4%	10	9	90.0%	4	4	100.0%
全 道 計	5,404	5,003	92.6%	803	752	93.6%	90	90	100.0%

	在宅介護支援センター		
	見込量 a (施設数)	実績 b (施設数)	達成率 b/a (%)
南 渡 島	6	7	116.7%
南 檜 山	0	0	—
北 渡 島 檜 山	0	0	—
札 幌	7	7	100.0%
後 志	2	3	150.0%
南 空 知	0	0	—
中 空 知	0	0	—
北 空 知	0	0	—
西 胆 振	3	3	100.0%
東 胆 振	3	3	100.0%
日 高	1	1	100.0%
上 川 中 部	20	20	100.0%
上 川 北 部	4	4	100.0%
富 良 野	0	0	—
留 萌	0	0	—
宗 谷	5	5	100.0%
北 網	2	0	0.0%
遠 紋	5	5	100.0%
十 勝	8	7	87.5%
釧 路	0	1	—
根 室	3	3	100.0%
全 道 計	69	69	100.0%

※見込量及び実績は、小数点以下を四捨五入して算出

3 指定サービス事業所の状況（圏域別）

（平成29年11月末現在）

	居宅サービス											
	訪問介護	訪問入浴	訪問看護	訪問リハ	訪問療養	通所介護	通所リハ	短期入所生活介護	短期入所療養介護	特定施設	福祉用具貸与	特定福祉用具販売
南 渡 島	126	7	229	167	516	78	320	47	16	25	33	32
南 檜 山	9	0	10	4	18	3	13	5	1	1	0	0
北 渡 島 檜 山	10	0	17	14	36	1	29	7	2	2	1	1
札 幌	728	12	1,695	1,402	2,874	297	2,026	113	78	95	111	114
後 志	82	2	138	104	295	40	191	23	20	11	13	12
南 空 知	44	1	72	52	157	31	112	17	12	15	13	15
中 空 知	29	4	43	29	114	14	68	14	8	11	9	8
北 空 知	8	1	14	11	34	5	27	6	3	4	2	2
西 胆 振	41	2	116	98	240	25	165	13	11	13	10	10
東 胆 振	64	2	90	75	210	29	145	18	14	10	11	11
日 高	27	2	32	20	79	10	51	9	3	2	9	9
上 川 中 部	232	4	169	125	415	56	245	32	22	30	35	36
上 川 北 部	20	1	38	31	68	8	52	9	5	4	9	9
富 良 野	15	0	27	20	52	7	38	5	3	3	3	2
留 萌	20	1	20	17	45	9	30	8	3	4	6	7
宗 谷	19	0	26	17	59	6	32	14	3	2	6	7
北 網	77	4	93	68	171	31	117	25	9	10	20	21
遠 紋	24	1	18	15	44	12	30	13	3	2	6	6
十 勝	88	6	135	110	294	47	202	46	15	20	25	29
釧 路	72	5	98	81	216	33	146	17	9	16	12	12
根 室	16	3	19	13	49	11	30	7	3	2	5	5
全 道 計	1,751	58	3,099	2,473	5,986	753	4,069	448	243	282	339	348

	地域密着型サービス										介護保険施設			
	夜 間 対 応 訪 問 介 護	認 知 症 通 所 介 護	地 域 密 着 通 所 介 護	小 規 模 模 能	認 知 症 共 同 生 活	地 域 密 着 特 定 施 設	地 域 密 着 老 福 祉 施 設	定 期 巡 回 対 応 型	看 護 模 小 規 能	居 宅 介 護	介 護 老 人 福 祉 施 設	介 護 老 人 保 健 施 設	介 護 養 老 施 設	護 理 型 施 設
南 渡 島	4	9	51	30	69	13	8	12	4	168	29	14	6	
南 檜 山	0	3	6	0	8	1	2	0	0	12	5	1	0	
北 渡 島 檜 山	0	0	7	2	9	0	2	0	0	14	6	2	0	
札 幌	4	81	384	158	324	2	25	60	25	597	85	62	17	
後 志	1	15	64	8	60	0	5	2	3	89	19	14	3	
南 空 知	0	5	25	3	41	2	4	0	0	52	16	12	3	
中 空 知	2	5	20	5	20	0	2	0	0	32	14	7	3	
北 空 知	0	4	7	2	8	1	0	1	0	17	5	2	1	
西 胆 振	0	6	33	5	33	1	3	2	0	52	16	9	3	
東 胆 振	0	5	33	8	38	1	3	1	0	64	14	9	2	
日 高	0	7	10	0	10	1	1	1	0	31	9	3	0	
上 川 中 部	1	17	70	26	97	0	10	3	0	158	24	17	7	
上 川 北 部	0	7	11	4	15	1	1	0	0	24	9	3	2	
富 良 野	0	0	2	4	7	0	0	0	0	18	5	2	1	
留 萌	0	2	6	1	15	1	2	0	0	22	8	2	1	
宗 谷	0	0	15	4	11	0	0	0	0	20	15	3	0	
北 網	0	12	48	21	59	3	10	1	1	76	21	7	2	
遠 紋	0	4	15	3	12	0	5	0	1	24	10	3	0	
十 勝	0	12	53	29	76	1	26	2	2	97	26	16	1	
釧 路	1	12	38	15	49	0	2	1	1	92	16	7	2	
根 室	0	1	8	6	12	0	1	0	0	24	6	2	1	
全 道 計	13	207	906	334	973	28	112	86	37	1,683	358	197	55	

	介護予防サービス											
	介護予防訪問介護	介護予防訪問入浴介護	介護予防訪問看護	介護予防訪問リハ	介護予防居宅療養	介護予防通所介護	介護予防通所リハ	介護予防短期入所生活介護	介護予防短期入所療養介護	介護予防特定施設	介護予防福祉用具与	介護予防福祉用具売
南 渡 島	127	7	255	217	512	126	323	44	16	25	33	32
南 檜 山	9	0	10	4	17	9	13	5	1	1	0	0
北 渡 島 檜 山	10	0	20	20	34	8	29	7	2	2	1	1
札 幌	709	10	1,998	1,744	2,882	645	2,040	108	78	94	107	111
後 志	81	2	181	154	295	95	192	23	20	9	13	12
南 空 知	44	1	104	86	159	56	112	16	13	13	13	15
中 空 知	29	4	43	31	113	33	69	14	9	12	9	8
北 空 知	8	1	14	11	34	12	27	6	3	4	2	2
西 胆 振	41	2	163	147	242	51	165	13	11	13	10	10
東 胆 振	64	2	100	91	211	56	146	18	13	10	11	11
日 高	27	1	35	26	79	20	51	9	3	2	9	9
上 川 中 部	229	4	177	138	414	121	245	32	21	30	35	36
上 川 北 部	19	1	46	41	69	19	52	9	5	4	9	9
富 良 野	15	0	19	16	34	9	38	5	3	3	3	2
留 萌	20	1	24	21	44	15	30	8	1	4	6	7
宗 谷	19	0	27	19	57	21	32	14	3	2	6	7
北 網	74	3	92	66	169	69	117	23	8	9	20	21
遠 紋	24	1	19	15	42	27	30	13	3	2	6	6
十 勝	84	6	145	125	304	87	202	43	14	20	26	29
釧 路	72	5	118	103	218	68	146	17	9	16	12	12
根 室	16	2	26	20	49	19	30	7	3	2	5	5
全 道 計	1,721	53	3,616	3,095	5,978	1,566	4,089	434	239	277	336	345

	地域密着型介護予防サービス			介護予防支	合計
	介護予防通所介護	介護予防小規模多機能	介護予防共同生活		
南 渡 島	8	30	69	18	3,855
南 檜 山	3	0	8	5	187
北 渡 島 檜 山	0	2	9	5	312
札 幌	65	125	324	51	22,460
後 志	14	6	59	23	2,393
南 空 知	5	3	41	12	1,397
中 空 知	5	5	20	11	876
北 空 知	4	2	8	4	307
西 胆 振	6	5	33	11	1,830
東 胆 振	5	6	37	11	1,649
日 高	7	0	9	9	622
上 川 中 部	14	26	97	20	3,470
上 川 北 部	8	4	15	8	649
富 良 野	0	4	7	5	377
留 萌	2	1	14	8	436
宗 谷	0	4	11	10	491
北 網	12	17	59	17	1,683
遠 紋	4	3	12	8	466
十 勝	11	29	76	22	2,581
釧 路	11	15	49	14	1,838
根 室	1	5	12	5	431
全 道 計	185	292	969	277	48,310

4 高齢者人口、要介護者数等の推計（圏域別）

《高齢者人口の推計》

(単位：人)

	平成30年度				平成31年度				平成32年度			
	総人口 A	65歳以上 B		高齢 化率 (%) B/A	総人口 A	65歳以上 B		高齢 化率 (%) B/A	総人口 A	65歳以上 B		高齢 化率 (%) B/A
		75歳以上				75歳以上				75歳以上		
南 渡 島	367,819	125,888	63,983	34.2%	363,218	126,717	64,779	34.9%	358,618	127,546	65,575	35.6%
南 檜 山	22,410	8,918	4,913	39.8%	21,957	8,919	4,922	40.6%	21,504	8,921	4,930	41.5%
北 渡 島 檜 山	35,522	13,367	7,352	37.6%	34,936	13,405	7,351	38.4%	34,350	13,443	7,350	39.1%
札 幌	2,365,677	649,617	314,772	27.5%	2,362,420	666,996	326,984	28.2%	2,359,163	684,376	339,195	29.0%
後 志	205,997	76,963	40,617	37.4%	202,822	77,073	40,928	38.0%	199,647	77,182	41,238	38.7%
南 空 知	159,710	60,107	32,446	37.6%	157,382	60,423	32,787	38.4%	155,055	60,739	33,128	39.2%
中 空 知	103,788	41,501	22,711	40.0%	102,061	41,573	22,918	40.7%	100,333	41,646	23,125	41.5%
北 空 知	31,034	13,161	7,513	42.4%	30,487	13,155	7,583	43.1%	29,940	13,149	7,653	43.9%
西 胆 振	183,767	66,670	35,089	36.3%	181,790	66,995	35,780	36.9%	179,814	67,321	36,470	37.4%
東 胆 振	208,212	62,953	30,349	30.2%	206,930	64,091	31,111	31.0%	205,647	65,230	31,872	31.7%
日 高	66,198	22,193	11,665	33.5%	65,258	22,353	11,759	34.3%	64,319	22,513	11,853	35.0%
上 川 中 部	384,486	131,776	67,480	34.3%	381,224	133,500	69,116	35.0%	377,963	135,225	70,752	35.8%
上 川 北 部	64,129	23,043	12,860	35.9%	63,309	23,079	12,948	36.5%	62,488	23,116	13,037	37.0%
富 良 野	41,316	13,392	7,260	32.4%	40,890	13,464	7,319	32.9%	40,463	13,536	7,377	33.5%
留 萌	45,497	17,549	9,609	38.6%	44,691	17,610	9,701	39.4%	43,886	17,671	9,792	40.3%
宗 谷	64,990	21,112	10,815	32.5%	64,153	21,331	10,941	33.3%	63,315	21,551	11,068	34.0%
北 網	216,721	71,355	37,040	32.9%	214,729	72,318	37,725	33.7%	212,738	73,281	38,410	34.4%
遠 紋	67,789	24,736	13,520	36.5%	66,770	24,790	13,602	37.1%	65,752	24,844	13,684	37.8%
十 勝	337,269	103,717	53,960	30.8%	335,213	105,345	55,131	31.4%	333,158	106,973	56,302	32.1%
釧 路	228,184	74,802	37,403	32.8%	225,407	75,767	38,093	33.6%	222,630	76,732	38,783	34.5%
根 室	74,628	21,568	10,676	28.9%	73,963	21,925	10,889	29.6%	73,299	22,282	11,103	30.4%
全 道 計	5,275,143	1,644,388	832,033	31.2%	5,239,610	1,670,829	852,367	31.9%	5,204,082	1,697,277	872,697	32.6%

(単位：人)

	平成37年度			
	総人口 A	65歳以上 B		高齢 化率 (%) B/A
		75歳以上		
南 渡 島	334,019	123,729	73,106	37.0%
南 檜 山	19,233	8,433	5,146	43.8%
北 渡 島 檜 山	31,483	12,868	7,705	40.9%
札 幌	2,320,591	728,899	425,496	31.4%
後 志	183,047	72,744	44,603	39.7%
南 空 知	142,784	58,955	36,069	41.3%
中 空 知	91,435	39,237	24,650	42.9%
北 空 知	27,135	12,497	8,079	46.1%
西 胆 振	168,711	64,033	40,380	38.0%
東 胆 振	197,768	65,574	37,772	33.2%
日 高	59,456	21,883	12,831	36.8%
上 川 中 部	358,676	135,246	82,115	37.7%
上 川 北 部	58,272	22,200	13,799	38.1%
富 良 野	38,150	13,363	8,055	35.0%
留 萌	39,790	16,798	10,358	42.2%
宗 谷	58,883	21,316	12,232	36.2%
北 網	201,355	73,732	44,117	36.6%
遠 紋	60,540	23,913	14,568	39.5%
十 勝	320,368	108,933	64,711	34.0%
釧 路	207,396	75,833	43,697	36.6%
根 室	69,562	22,610	12,584	32.5%
全 道 計	4,988,654	1,722,796	1,022,073	34.5%

[資料] 厚生労働省による市町村推計値を積み上げた数値

《要支援・要介護者数の推計（第1号被保険者）》

(単位：人)

	平成30年度									第1号 被保険者数	認定率
	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計			
南 渡 島	4,261	3,712	5,564	4,255	3,063	2,955	2,793	26,603	128,301	20.7%	
南 檜 山	212	241	368	280	283	208	233	1,825	9,220	19.8%	
北 渡 島 檜 山	532	321	601	424	374	308	275	2,835	13,475	21.0%	
札 幌	23,860	19,617	29,185	20,030	12,424	12,253	10,345	127,714	638,236	20.0%	
後 志	2,711	2,293	3,760	3,804	2,175	1,776	1,400	17,919	77,202	23.2%	
南 空 知	2,647	1,859	2,767	1,972	1,385	1,197	1,025	12,852	60,152	21.4%	
中 空 知	1,086	1,069	1,774	1,331	1,110	916	728	8,014	41,168	19.5%	
北 空 知	242	229	536	476	343	268	199	2,293	13,007	17.6%	
西 胆 振	2,352	2,029	2,815	1,893	1,182	1,165	824	12,260	67,354	18.2%	
東 胆 振	1,447	1,577	2,755	2,186	1,496	1,007	899	11,367	63,098	18.0%	
日 高	613	545	877	705	554	569	463	4,326	22,325	19.4%	
上 川 中 部	5,779	2,918	6,013	3,985	2,625	2,339	2,705	26,364	130,051	20.3%	
上 川 北 部	697	394	867	678	554	465	600	4,255	23,124	18.4%	
富 良 野	420	318	631	359	278	258	233	2,497	13,494	18.5%	
留 萌	449	397	778	706	455	414	289	3,488	17,780	19.6%	
宗 谷	481	358	853	583	488	414	382	3,559	21,029	16.9%	
北 網	2,287	1,567	2,878	2,400	1,437	1,663	1,148	13,380	71,226	18.8%	
遠 紋	554	552	1,045	754	560	579	492	4,536	24,838	18.3%	
十 勝	2,917	2,747	5,012	3,240	2,435	2,138	1,736	20,225	104,176	19.4%	
釧 路	2,211	1,885	3,143	3,154	1,817	1,842	1,355	15,407	75,458	20.4%	
根 室	623	484	848	528	292	408	308	3,491	21,591	16.2%	
全 道 計	56,381	45,112	73,070	53,743	35,330	33,142	28,432	325,210	1,636,305	19.9%	

(単位：人)

	平成31年度									第1号 被保険者数	認定率
	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計			
南 渡 島	4,190	3,729	5,601	4,324	3,052	3,078	2,910	26,884	128,860	20.9%	
南 檜 山	232	261	361	291	294	217	240	1,896	9,209	20.6%	
北 渡 島 檜 山	540	325	605	423	380	317	281	2,871	13,413	21.4%	
札 幌	24,767	20,354	30,344	20,909	13,041	12,811	10,866	133,092	653,842	20.4%	
後 志	2,773	2,289	3,801	3,869	2,210	1,776	1,334	18,052	77,064	23.4%	
南 空 知	2,874	1,958	2,868	2,059	1,478	1,217	1,100	13,554	60,435	22.4%	
中 空 知	1,115	1,115	1,823	1,366	1,159	958	759	8,295	41,151	20.2%	
北 空 知	243	231	540	478	346	273	203	2,314	12,917	17.9%	
西 胆 振	2,442	2,080	2,931	1,973	1,217	1,267	864	12,774	67,472	18.9%	
東 胆 振	1,585	1,634	2,852	2,262	1,567	1,003	857	11,760	64,152	18.3%	
日 高	616	541	891	700	571	601	507	4,427	22,466	19.7%	
上 川 中 部	5,805	2,975	6,106	4,046	2,691	2,353	2,740	26,716	131,145	20.4%	
上 川 北 部	703	373	894	676	567	488	621	4,322	23,060	18.7%	
富 良 野	440	349	639	379	285	269	240	2,601	13,580	19.2%	
留 萌	442	421	777	719	463	425	298	3,545	17,795	19.9%	
宗 谷	506	361	876	600	507	423	396	3,669	21,084	17.4%	
北 網	2,425	1,631	2,964	2,392	1,469	1,730	1,145	13,756	71,840	19.1%	
遠 紋	573	565	1,066	790	589	616	511	4,710	24,765	19.0%	
十 勝	3,015	2,833	5,222	3,362	2,526	2,235	1,777	20,970	105,693	19.8%	
釧 路	2,266	1,933	3,202	3,231	1,871	1,892	1,393	15,788	76,170	20.7%	
根 室	686	491	882	548	312	469	331	3,719	21,905	17.0%	
全 道 計	58,238	46,449	75,245	55,397	36,595	34,418	29,373	335,715	1,658,018	20.2%	

(単位：人)

	平成32年度									
	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計	第1号 被保険者数	認定率
南 渡 島	4,079	3,724	5,652	4,425	3,027	3,197	3,010	27,114	128,984	21.0%
南 檜 山	250	280	366	303	297	225	244	1,965	9,210	21.3%
北 渡 島 檜 山	544	326	610	433	377	323	286	2,899	13,340	21.7%
札 幌	25,730	21,151	31,639	21,879	13,725	13,442	11,433	138,999	669,566	20.8%
後 志	2,826	2,305	3,855	3,943	2,228	1,776	1,268	18,201	76,960	23.6%
南 空 知	3,137	2,064	2,961	2,157	1,587	1,244	1,197	14,347	60,717	23.6%
中 空 知	1,150	1,162	1,869	1,399	1,229	1,005	803	8,617	41,132	20.9%
北 空 知	240	228	543	484	349	279	198	2,321	12,811	18.1%
西 胆 振	2,530	2,132	3,032	2,080	1,261	1,367	907	13,309	67,435	19.7%
東 胆 振	1,727	1,681	2,961	2,307	1,625	995	820	12,116	65,206	18.6%
日 高	618	547	910	700	588	635	547	4,545	22,606	20.1%
上 川 中 部	5,845	3,040	6,201	4,106	2,770	2,374	2,782	27,118	132,036	20.5%
上 川 北 部	711	359	917	669	581	510	640	4,387	22,946	19.1%
富 良 野	464	380	644	410	292	298	259	2,747	13,662	20.1%
留 萌	455	427	765	733	465	427	287	3,559	17,803	20.0%
宗 谷	530	369	911	620	527	436	410	3,803	21,056	18.1%
北 網	2,558	1,692	3,055	2,376	1,510	1,792	1,156	14,139	72,248	19.6%
遠 紋	590	578	1,091	835	630	657	531	4,912	24,703	19.9%
十 勝	3,104	2,948	5,434	3,475	2,653	2,385	1,839	21,838	107,190	20.4%
釧 路	2,304	1,963	3,274	3,281	1,900	1,916	1,412	16,050	76,643	20.9%
根 室	765	527	923	578	407	520	354	4,074	22,079	18.5%
全 道 計	60,157	47,883	77,613	57,193	38,028	35,803	30,383	347,060	1,678,333	20.7%

(単位：人)

	平成37年度									
	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計	第1号 被保険者数	認定率
南 渡 島	4,156	3,793	6,002	4,767	3,061	3,535	3,295	28,609	125,457	22.8%
南 檜 山	247	285	366	329	317	246	251	2,041	8,491	24.0%
北 渡 島 檜 山	544	341	616	446	395	343	307	2,992	12,530	23.9%
札 幌	29,879	24,449	36,835	25,485	16,083	15,757	13,346	161,834	710,442	22.8%
後 志	2,903	2,294	3,983	4,113	2,328	1,806	1,267	18,694	72,284	25.9%
南 空 知	3,478	2,313	3,181	2,369	1,810	1,370	1,384	15,905	59,179	26.9%
中 空 知	1,202	1,222	1,989	1,504	1,345	1,121	917	9,300	38,867	23.9%
北 空 知	234	219	535	467	351	278	205	2,289	11,970	19.1%
西 胆 振	2,754	2,305	3,345	2,333	1,422	1,558	1,004	14,721	63,761	23.1%
東 胆 振	2,072	1,942	3,511	2,569	1,932	1,118	889	14,033	65,656	21.4%
日 高	669	561	1,058	818	654	738	652	5,150	21,971	23.4%
上 川 中 部	6,133	3,250	6,581	4,386	2,975	2,554	2,950	28,829	132,790	21.7%
上 川 北 部	685	365	985	701	667	559	707	4,669	21,689	21.5%
富 良 野	493	429	700	471	344	355	299	3,091	13,504	22.9%
留 萌	460	457	743	804	503	466	316	3,749	16,961	22.1%
宗 谷	574	395	970	665	576	480	441	4,101	20,386	20.1%
北 網	2,826	1,843	3,276	2,544	1,623	1,996	1,244	15,352	71,741	21.4%
遠 紋	616	624	1,145	879	679	713	570	5,226	23,662	22.1%
十 勝	3,454	3,397	6,199	3,994	3,062	2,735	1,964	24,805	109,410	22.7%
釧 路	2,589	2,183	3,690	3,696	2,144	2,171	1,601	18,074	75,574	23.9%
根 室	842	657	1,018	632	554	537	384	4,624	22,384	20.7%
全 道 計	66,810	53,324	86,728	63,972	42,825	40,436	33,993	388,088	1,698,709	22.8%

[資料] 「見える化」システムによる第5回介護サービス見込量集計値

5 介護給付等対象サービス量の見込み（全道計）

○居宅サービス（要介護者対象）

（人／月）

サービス区分	平成30年度	平成31年度	平成32年度
居宅療養管理指導	26,449	29,659	33,210
福祉用具貸与	68,581	73,266	78,178
特定福祉用具販売	1,279	1,353	1,462

住宅改修	1,310	1,358	1,427
------	-------	-------	-------

居宅介護支援	112,282	116,402	120,795
--------	---------	---------	---------

○介護予防サービス（要支援者対象）

（人／月）

サービス区分	平成30年度	平成31年度	平成32年度
介護予防居宅療養管理指導	1,638	1,818	2,005
介護予防福祉用具貸与	20,491	22,101	23,819
特定介護予防福祉用具販売	796	825	889

介護予防住宅改修	969	1,016	1,071
----------	-----	-------	-------

介護予防支援	35,942	38,337	40,234
--------	--------	--------	--------

6 計画検討協議会

次の要綱により設置しています。

■北海道高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画検討協議会設置要綱

(設置目的)

第1条 老人福祉法第20条の9に基づく北海道高齢者保健福祉計画及び介護保険法第118条に基づく北海道介護保険事業支援計画の作成に当たって、広く関係者の意見を計画に反映させるため、北海道高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画検討協議会（以下、「協議会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 協議会は17名以内で構成する。

- 2 構成員は学識経験者、保健医療関係団体、福祉関係団体及びその他関係団体のうちから知事が決定する。
- 3 協議会に構成員の互選により座長及び副座長を置く。

(運営)

第3条 協議会は、保健福祉部少子高齢化対策監が招集する。

- 2 会議は、座長が主宰する。
- 3 座長に事故あるとき又は座長が不在若しくは欠けるときは、副座長がその職務を代行する。
- 4 協議会は必要に応じ関係職員を出席させて、その意見を求めることができる。

(庶務)

第4条 協議会の庶務は、保健福祉部高齢者支援局高齢者保健福祉課において行う。

附 則

この要綱は、平成10年5月15日から施行する。

改正後の要綱は、平成11年3月29日から施行する。

改正後の要綱は、平成20年4月24日から施行する。

改正後の要綱は、平成26年4月24日から施行する。

改正後の要綱は、平成29年4月20日から施行する。

■北海道高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画検討協議会委員名簿

(敬称省略)

区 分	所属等	氏 名	
学識経験者	北海道医療大学看護福祉学部 教授	大 友 芳 恵	
保健・医療関係団体	一般社団法人 北海道医師会 副会長	藤 原 秀 俊	
	一般社団法人 北海道歯科医師会 副会長	西 隆 一	
	一般社団法人 北海道薬剤師会 副会長	有 澤 賢 二	
	公益社団法人 北海道看護協会 常務理事	砂 山 圭 子	
	一般社団法人 北海道老人保健施設協議会 会長	星 野 豊	
	一般社団法人 北海道リハビリテーション専門職協会 会長	太 田 誠	
	特定非営利活動法人 北海道病院協会 常務理事	徳 田 禎 久	
福祉関係団体	北海道老人福祉施設協議会 副会長	山 本 進	
	一般社団法人 北海道介護支援専門員協会 会長	村 山 文 彦	
	北海道ホームヘルプサービス協議会 副会長	七 戸 キヨ子	
	社会福祉法人 北海道社会福祉協議会 事務局次長	中 村 健 治	
その他関係団体	1号被保険者	一般財団法人 北海道老人クラブ連合会 事務局長	坂 井 信
		北海道認知症の人を支える家族の会 会長	中 田 妙 子
	2号被保険者	日本労働組合総連合会北海道連合会 総合政策局長	坪 田 伸 一
	保険者	北海道市長会 (江別市長)	三 好 昇
		北海道町村会 (本別町長)	高 橋 正 夫

■北海道高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画検討協議会開催状況

- 第1回 平成29年 8月29日 (火)
- 第2回 平成29年11月17日 (金)
- 第3回 平成30年 2月14日 (水)

7 計画策定体制等

次の要綱により、それぞれ設置、運営しました。

《道本庁》

区分	名称	設置目的等	構成委員等
外部組織	北海道高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画検討協議会 [H10.5.15設置]	○目的 北海道の両計画の作成に当たって、広く関係者の意見を反映させるため設置。 ○協議事項 北海道高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画に関する事項 [作成指針・計画作成等]	○構成委員 ・学識経験者 ・保健医療福祉関係者 ・被保険者 ・保険者 ○人数 ・17名
庁内組織	北海道高齢化対策推進委員会 [H18.3.31要綱設置]	○目的 高齢化対策の総合的な企画、調整及び推進を図るため、北海道高齢化対策推進委員会を設置する。 ○協議事項 ・北海道高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画の作成に係る基本的事項 ・市町村計画の作成に関する道の指導指針等に関する事項 ・その他計画に関する事項	○委員長 ・保健福祉部高齢者支援局長 ○構成委員 ・庁内関係課長職 ○人数 ・26名
	北海道高齢化対策推進委員会作業部会 [H18.3.31要綱設置]	○目的 計画及び介護保険制度の個別分野に関連する事項を検討するため作業部会を置く。 ○協議事項 ・北海道高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画の作成に係る個別分野に関連する事項 ・市町村計画の作成に関する道の指導指針等に係る事項	○座長 ・高齢者保健福祉課主幹 ○構成委員 ・各委員が指名する者 (主査職) ○人数 ・35名
圏域組織	北海道保健福祉圏域推進協議会 [H12.1.19要綱設置]	○目的 北海道の両計画における、圏域の地域特性に関連する事項の協議を行うため、圏域代表者による協議会を設置する。 ○協議事項 ・各圏域の地域特性を踏まえた、道の計画作成及び推進に関する事項 ・高齢者保健福祉圏域間の保健医療福祉の連携及び調整に関する事項	○構成委員 ・圏域の代表者 (各振興局社会福祉課主幹等) ・高齢者保健福祉課主幹 ○人数 ・16名

《各振興局等》

区分	設置目的等	構成委員
高齢者保健福祉圏域連絡協議会 (21圏域に設置)	○目的 市町村計画の作成及び推進に関し、高齢者保健福祉圏 (21圏域) における市町村計画の調整と保健医療福祉の連携を図るため設置する。 ○協議事項 ・市町村老人保健福祉計画・介護保険事業計画の作成及び推進に関する事項 ・保健医療福祉の連携及び推進に関する事項	・市町村 ・振興局

別添

介護給付の適正化の推進について

1 基本的な考え方

介護給付を必要とする受給者を適切に認定し、受給者が真に必要とする過不足のないサービスを、事業者が適切に提供するように促すことであり、適切なサービスの確保とその結果としての費用の効率化を通じて介護保険制度への信頼を高め、介護保険制度の持続可能性を維持していくために適正化を推進していく。

このため、平成30年度から平成32年度までを期間として、以下に示す適正化に関し取り組むべき施策や年度毎の目標を定め、第4期介護給付適正化計画として位置づける。

2 取組の方向性

(1) 保険者の主体的取組の推進

保険者が本来発揮すべき保険者機能の一環として、自ら主体的・積極的に適正化事業に取り組む。

(2) 道・保険者・国保連の連携

広域的な視点から保険者を支援する道及び北海道国民健康保険団体連合会（以下、「道国保連」という。）が協力し、連携を図る。

(3) 実施阻害要因への対応

適正化事業の実施を阻害する要因を分析・把握し、方策を講じる。

(4) 適正化事業の評価と改善

単に実施率の向上を図るだけでなく、事業の実施状況の評価を行い、改善に取り組む。

3 介護給付適正化に向けた取組の検証

(1) 現状と課題

道では、平成27年度から29年度までを実施期間とした「第3期介護給付適正化実施要綱」を定め、各事業別に保険者の実施割合（以下、「実施率」という。）の目標を定め、適正化に向け取組を進めてきた。29年度において、全ての保険者が適正化主要5事業のうち、いずれかの事業を実施（予定）となっているものの、優先実施することとしていた2事業について、全ての保険者での実施には至っていない。

【平成29年度までの実施状況】

区 分		29年度 目標	実 施 率			
			27年度	28年度	29年度	
適正化事業の実施			97.4%	99.4%	100%	
主要5事業	優先実施	ケアプランの点検	34.0%	44.2%	59.6%	
		縦覧点検・医療情報との突合	100%	80.1%	81.4%	93.6%
		縦覧点検		77.6%	77.6%	91.0%
		医療情報との突合		76.9%	77.6%	92.9%
		要介護認定の適正化（認定状況チェック）	95%	89.7%	88.5%	91.7%
		住宅改修等の点検		80.1%	80.8%	96.2%
		住宅改修の点検	80%	78.2%	78.2%	96.2%
		福祉用具購入・貸与調査		45.5%	46.2%	75.6%
		介護給付費通知	70%	34.0%	36.5%	40.4%
	給付実績の活用		60%	28.2%	28.2%	30.8%

(2) 個別事業の取組状況

ア ケアプランの点検

ケアプランの点検を実施している保険者は、平成27年度の53保険者（34.0%）に比べて平成29年度では93保険者（59.6%）となっており、実施率は25.6%増加している。

実施目的として、ケアプランの質の向上をあげた保険者が最も多く、次いで介護支援専門員の質の向上、不適正な報酬算定等の発見となっている。

介護サービスの質の向上に効果があると事業の意義を評価する意見は多いものの、専門知識を有する人材の確保が困難であること等を理由に未実施の保険者がある。点検を実施している保険者においても、居宅介護支援事業所に対する指定権限がないことから、ケアプランの改善に結びつけづらいとの意見がある。

イ 縦覧点検・医療情報との突合

縦覧点検又は医療情報との突合を実施している保険者は、平成27年度の125保険者（80.1％）に比べて平成29年度では146保険者（93.6％）となっており、実施率は13.5％増加している。

（ア）縦覧点検

縦覧点検を実施している保険者は、平成27年度の121保険者（77.6％）に比べて平成29年度では142保険者（91.0％）となっており、実施率は13.4％増加している。

（イ）医療情報との突合

医療情報との突合を実施している保険者は、平成27年度の120保険者（76.9％）に比べて平成29年度では145保険者（92.9％）となっており、実施率は16.0％増加している。

いずれも、主要5事業の中でも適正化の効果が得られやすく、積極的な実施が推奨されており、平成26年度から、道国保連への委託が可能となったことから実施保険者数は大幅に増加した。

なお、道国保連が委託を受け実施する項目に加え、地域の実情に応じ、独自に項目を追加して実施している保険者もある。

ウ 要介護認定の適正化（認定調査状況チェック）

要介護認定を直営化（新規認定、変更認定及び更新認定のすべてに係る認定調査を市町村の職員等が実施）している保険者と委託認定調査の事後点検を実施している保険者の合計は、平成27年度の140保険者（89.7％）に比べて平成29年度では143保険者（91.7％）となっており、実施率は2.0％増加している。

実施保険者においては、基本調査や特記事項の平準化が図られ、円滑な審査判定が可能となったなどの効果が認められている一方、認定審査会の合議体間の差異の分析や、一次判定・二次判定の軽重度変更の差などの分析にまで至っていない保険者も多い。

エ 住宅改修等の点検

住宅改修又は福祉用具のいずれかの実態確認を実施している保険者は、平成27年度の125保険者（80.1％）に比べて平成29年度では150保険者（96.2％）となっており、実施率は16.1％増加している。

（ア）住宅改修の点検

住宅改修の実態確認を実施している保険者は、平成27年度の122保険者（78.2％）に比べて平成29年度では150保険者（96.2％）となっており、実施率は18.0％増加している。

実施保険者においては、施工前に建築担当課に金額の妥当性等の確認を行ったり、比較的改修費が高額なもの（10万円以上）を抽出して点検を行うなど工夫しているところがあり、また、現地を訪問調査することを示すことにより不適切な申請に対する抑止効果が期待できる。

（イ）福祉用具購入・貸与調査

福祉用具に関する訪問調査を実施している保険者は、平成27年度の71保険者（45.5％）に比べて平成29年度では118保険者（75.6％）となっており、実施率は30.1％増加している。

実施保険者においては、軽度者に係る福祉用具貸与の調査・確認や国保連介護給付適正化システムの帳票（「福祉用具貸与費一覧表」等）を活用し、平均貸与価格より大きく乖離している福祉用具の品目について事業者に照会を行うなどの取り組みがされている。また、福祉用具購入については購入時の確認は行っているものの、購入後の使用状況の確認までには至っていない保険者もある。

オ 介護給付費通知

介護給付費通知を年1回以上送付した保険者は、平成27年度の53保険者（34.0％）に比べて平成29年度では63保険者（40.4％）となっており、実施率は6.4％増加しているが、主要5事業の中で最も実施率が低い状況にある。

道国保連への委託も可能であるが、実施している保険者の半数以上が、自ら通知書を作成・発送を実施している。利用者の介護サービスにかかる費用負担の意識の向上、サービス事業所に対する牽制効果などが認められるものの、郵送費用や発送に要する手間がかかる一方で、金額的效果が見えにくいなどの理由から実施に至らない保険者も多く、効果的な実施には工夫が必要である。

4 市町村の取組

(1) 市町村が取り組むべき事業

以下に掲げる主要5事業については、着実に実施することとし、より具体性、実効性のある取組とする。

項 目	実 施 方 法 等
① 要介護認定の適正化	<ul style="list-style-type: none"> ■ 指定居宅介護支援事業所等に委託している区分変更申請及び更新申請に係る認定調査結果について、点検等を実施する。 ■ 1次判定から2次判定の軽重度変更率の地域差及び保険者内の合議体間の差等についての分析や、認定調査項目別の選択状況について全国の保険者と比較した分析を実施し、要介護認定調査の平準化に向けて取り組む。
② ケアプランの点検	<ul style="list-style-type: none"> ■ 自立支援に資するケアマネジメントの実践に向けた取組を支援する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 保険者によるチェックシート等を活用したケアプランの内容確認 ・ 改善事項の介護支援専門員への伝達 ・ 自己点検シートによる介護支援専門員のチェックと保険者による評価 ・ 介護支援専門員への講習会の開催 ■ 適正化システム等を活用し、地域の個々の介護支援専門員のケアプラン作成傾向を分析し、対象事業所を絞り込んで点検することを検討する。 ■ 近年、増加が顕著なサービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホーム等の高齢者向け住まいの入居者のケアプランの点検を実施することが望ましい。
③ 住宅改修等の点検	<ul style="list-style-type: none"> ■ 住宅改修を行う場合、工事施工前の実態確認又は工事見積書の点検を実施するとともに、施工後に訪問又は竣工写真等により、住宅改修の施工状況を点検する。 ■ 施工前の点検時、改修費が高額となる場合などは必要に応じ理学療法士等専門職種等の協力を得ながら、点検を推進する。 ■ 住宅改修の点検結果を把握し、点検実施効果を把握することが望ましい。 ■ 福祉用具購入・貸与の利用者等の訪問調査を行い、利用状況等を確認するとともに、適正化システムを活用して各福祉用具の品目の単位数を把握する。
④ 縦覧点検・医療情報との突合	<ul style="list-style-type: none"> ■ 複数月にまたがる介護報酬の支払状況を確認し提供されたサービスの整合性、算定回数・算定日数等の点検を行い請求内容等の誤り等を早期に発見し、適切な処置を行う。 ■ 受給者の後期高齢者医療・国民健康保険の入院情報と介護保険の給付状況を突合し、給付日数や提供されたサービスの整合性を点検し、重複請求の排除等を図る。 ■ 本事業は費用対効果が最も期待できることから、未実施の保険者は優先的に実施するとともに、国保連への委託等により実施月数の拡大を図る。
⑤ 介護給付費通知	<ul style="list-style-type: none"> ■ 介護報酬の請求及び費用の給付状況等について、以下の項目に留意しながら、受給者本人（家族を含む）に通知し、サービスを改めて確認し、適正なサービス利用と提供を普及啓発する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 効果の期待できる対象者・対象サービスに絞り込む。 ・ 認定の更新・変更時など理解を求めやすい送付時期を工夫する。 ・ Q&Aや自己点検リストの同封など通知内容を理解できるよう工夫する。 ・ ケアプランやサービスが受給者の状況からみて妥当かを評価する工夫をする。 ・ 事業者団体への通知など事業者の協力と理解を求めるための工夫をする。

(2) 積極的な実施が望まれる取組

項 目	実 施 方 法 等
給付実績に係るデータの分析・評価	<ul style="list-style-type: none"> ■ 国保連の適正化システムを活用し、被保険者や事業者毎の指標の偏りを基に、不適切な可能性のある事業者等を抽出し、必要に応じ過誤調整や事業者等への指導を実施する。

(3) 事業の優先度

各保険者は、効果的と思われる取組を優先し、実施目標を設定する。本来、保険者が全ての事業を実施していくことが望ましいが、全事業を均等に実施・拡充することが難しい場合は、以下の3事業を優先的に実施する。

- 即効的な効果が最も見込まれる「縦覧点検・医療情報との突合」
- 居宅介護支援事業所の権限委譲を念頭に、介護支援専門員を支援する「ケアプランの点検」
- 介護給付の適正化を進める上で効果的と考える適正化事業

(4) 事業の推進方策

ア 指導監督との連携

苦情・告発等により提供された情報等に基づき、対象となる個々の事業者に対する指導や不正請求等に対する監査を実施する。指導監査の対象又は適正化事業において抽出された事業者の情報については、保険者内で情報共有を図る。

受給者からの苦情を含め、道や道国保連に寄せられた事業者に関する不適切なサービス提供、介護報酬不正請求等の苦情・告発・通報等の適切な把握、分析を行い、指導監督を実施する。

また、不当請求あるいは誤請求の多い事業者等に対し重点的な指導を実施する。

イ 国保連の積極的な活用

縦覧点検、医療情報との突合、介護給付費通知は国保連に委託可能であり、保険者の事務負担の軽減にもつながることから、国保連との積極的な連携を図る。

ウ 適正化推進に役立つツールの活用

介護給付の状況について、他保険者等との比較が可能な地域包括ケア「見える化」システムや給付実績データ等から適正化を推進することが可能な国保連の適正化システム、地域において自立支援に向けた適正なケアプランの作成の推進が期待できる地域ケア会議など、適正化の推進に向けて、役に立つツールを積極的に活用する。

(5) 計画的な取組の推進

各保険者は、保険者と全国の保険者の適正化事業の実施状況及び取組状況等を把握・分析した上で実施目標を設定し、検証を行い、検証結果に基づいて事業の見直しを行う。

また、介護給付の適正化は、受給者にとって真に必要なサービスを事業者から適切に提供されるようにすることを狙いとしているものであり、受給者はもとより、家族や介護者等も含めて理解を深めるよう努めるとともに、事業者とも目的を共有し、協同して取り組む。

5 道の取組

(1) 取組方針

道は、第4期計画期間中においても、引き続き介護給付の適正化を推進するとともに、その実効性を高めるため、適正化に向けた各種データを十分に活用して、現状と課題を適切に把握し、必要な方策や支援を検討し、具体的な目標を設定し、その達成状況を評価し、必要に応じて取組の見直しを検討する。

(2) 介護給付等に要する費用の適正化に関する保険者への支援

ア 保険者の状況に応じた適正化の支援

- (ア) 保険者の適正化に向けた取組状況を把握・分析し、低調な保険者に対しては、実施の阻害要因を分析・把握するとともに、道が実施する保険者指導等において、個別に指導・助言を行う。
- (イ) 介護給付適正化実施状況の調査結果を活用して道内保険者間との比較検討を行うとともに、道内外の保険者の先進事例や事業効果等について情報提供を行う。

イ ブロック会議・研修会等の実施による支援

- (ア) 介護保険市町村担当職員説明会を開催し、好事例の共有、改定された介護報酬制度の説明を行う。(年1回、道国保連主催)
- (イ) 介護給付適正化ブロック別研修会を開催し、厚生労働省が開催する介護給付適正化に係る研修会の伝達や、適正化システム利用の実践的研修などを行う。(道内4ヶ所、道・道国保連共催)

ウ 道国保連との積極的な連携

- (ア) 道国保連との連携を強化し、保険者が必要とする協力事項、道国保連が提供可能な協力事項について、現状認識を共有する。
- (イ) 道国保連では、縦覧点検、医療情報との突合や介護給付費通知などについて、各保険者からの業務委託に応じており、これらの業務委託は、費用対効果を高めるとともに、保険者の事務負担の軽減につながることから積極的な活用を促す。

(3) 道が実施する適正化事業

ア 指導監督体制の充実

不正請求・不適切なサービス提供を是正するため、適正化事業と指導監督が相互に情報共有し、指導監督体制の充実を図る。また、積極的に適正化システムの情報の活用を図る。

イ 事業者に対する指導・啓発

事業者への集団指導等の機会を活用し、介護報酬を適切に請求するための指導を行い、介護給付適正化に向けた指導・啓発を図る。

ウ 苦情・告発・通報情報の適切な把握及び分析

介護給付費通知を受け取った受給者等からの苦情も含めて、保険者、都道府県又は国保連に寄せられた事業者に関する不適切なサービス提供、介護報酬不正請求等の苦情・告発・通報情報等の適切な把握及び分析を行い、指導監査を実施する。その際、必要に応じて、保険者と合同での実施を検討する。

エ 認定調査員等研修事業の実施

要介護認定に係る必要な知識及び技能の習得等を目的とした研修を実施する。また、保険者、認定調査員、審査会委員を対象に、厚生労働省の要介護認定適正化事業報告を参考に、適正な審査判定の徹底を図る。

オ 不服審査請求の結果を活用した支援

要介護認定に係る不服審査請求のあった事案について、認容となった理由と保険者の傾向を分析し、保険者に対する適切な助言・支援を行う。

(4) 取組目標等

ア 平成32年度までの実施目標

道では、平成32年度までの各保険者の実施予定を取りまとめ、さらに、事業の優先度を踏まえて、第4期適正化計画期間での標準目標を次のとおり設定し支援を行う。

【平成32年度までの標準目標】

区 分		実施率の年度目標			
		30年度	31年度	32年度	
主要5事業	優先実施	ケアプランの点検	85%	90%	100%
		縦覧点検・医療情報との突合	100%	100%	100%
		縦覧点検	97%	97%	100%
		医療情報との突合	99%	99%	100%
		要介護認定の適正化（認定状況チェック）	94%	95%	97%
		住宅改修等の点検	97%	97%	97%
		住宅改修の点検	97%	97%	97%
		福祉用具購入・貸与調査	83%	83%	83%
		介護給付費通知	54%	55%	60%
	給付実績の活用		36%	38%	39%

イ 道として保険者に期待する取組方法

各保険者は、主要5事業の実施にあたり、以下に留意して取り組むものとする。

(ア) 要介護認定調査

- 一次判定から二次判定の軽重度変更率の地域差及び認定審査会の合議体間の差等について分析を実施すること。
- 認定調査項目別の選択状況について、実態を把握し、全国の保険者と比較した分析等を行い、要介護認定の標準化に向けた取組を実施すること。

(イ) ケアプランの点検

- 継続的にケアプランの質の向上を図るとともに、点検割合を増加させること。
- ケアマネジメントに関する研修へ参加し、点検内容の充実を図ること。
- 道が実施する「アドバイザー派遣事業」を積極的に活用すること。
- 主任介護支援専門員や職能団体によるケアプラン点検の機会を設けることや、職能団体への委託も検討すること。

(ウ) 住宅改修等の点検

- 住宅改修の点検については、改修費が高額と考えられるもの、改修規模が大きく複雑であるもの、書類や写真からは現状が分かりにくいケース等に特に留意し、必要に応じ、理学療法士、作業療法士等のリハビリテーション専門職種等の協力を得て、施工前点検を行うこと。
- 福祉用具販売・貸与にあたっては、各福祉用具の貸与品目の単位数が把握できるため、同一商品で利用者ごとに単位数が大きくなるケース等に留意し、適正化システムを積極的に活用して調査を実施すること。

(エ) 縦覧点検・医療情報との突合

費用対効果が最も期待できることから、未実施保険者においては優先的に実施するとともに、効率的実施を図るため、道国保連への委託や、保険者の活用頻度の高い帳票を対象として点検を行うこと。すでに実施している保険者においては、実施月数の拡大を図ること。

(オ) 介護給付費通知

効果の期待できる対象者・サービスに絞り込み、送付時期、通知内容を理解しやすい工夫など、受給者への通知に際しては、効果をあげるための実施方法を検討すること。

(4) 進捗状況の管理と保険者へのフィードバック等

道は、保険者の実施状況や現状を適宜把握し、達成状況の評価や実施状況の見直しなどを行いながら、適正化事業の進捗管理を行うとともに、客観性・透明性を高めるため、計画の評価についてホームページを活用して、保険者にフィードバックし、情報共有を図る。

北海道高齢者保健福祉計画・
介護保険事業支援計画
平成30年3月

発行 北海道
編集 北海道保健福祉部高齢者支援局高齢者保健福祉課
住所 〒060-8588
北海道札幌市中央区北3条西6丁目
電話 011-204-5271 (高齢者保健福祉課)
e-mail hofuku.kouhuku1@pref.hokkaido.lg.jp

